

文化審議会著作権分科会
(I P マルチキャスト放送及び罰則・取締り関係)
報告書

平成18年8月

文化審議会著作権分科会

目 次

I. はじめに	1
II. I Pマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について	2
1. 問題の所在	2
2. I Pマルチキャスト放送と有線放送の現状	4
3. 現行著作権法における I Pマルチキャスト放送の取扱い	10
4. 国際条約及び各国における I Pマルチキャスト放送の取扱い	17
5. テレビ放送の同時再送信等にかかる著作権契約の現状	22
6. 検討結果	26
III. 罰則の強化について	31
1. 問題の所在	31
2. 検討結果	44
IV. 税関における水際取締りに係る著作権法の在り方について	46
1. 問題の所在	46
2. 検討結果	55
参考資料	57

I. はじめに

我が国は、平成14年2月の小泉総理大臣の施政方針演説を契機として、知的財産基本法の成立や知的財産推進計画の策定など、「知的財産立国」を標榜しつつ様々な施策を進めている。

こうした中、文化審議会著作権分科会においても、急速に進む技術革新や新たなビジネスの登場、グローバル化の進行等に対応するため、著作権に関する様々な課題について、時宜を逃さず検討を行ってきたところである。

今回、地上デジタル放送への移行への対応、他の知的財産権制度との調和の維持、模倣品・海賊版対策の強化という観点から、以下の3点について早急に検討する必要があることから、本分科会法制問題小委員会において集中的に検討を行った。

- ① IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について
- ② 罰則の強化について
- ③ 税関における水際取締りに係る著作権法の在り方について

本報告書は、これらの検討結果について緊急に提言を行うものである。

※本報告書中で法律名が記載されていない条文は著作権法による。

Ⅱ． I P マルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について

1． 問題の所在

平成 13 年、事業者が電気通信役務を利用して放送を行うことを可能とする電気通信役務利用放送法が制定され、現在、同法に基づく I P マルチキャスト技術を用いた有線電気通信の送信（以下「I P マルチキャスト放送」という。）が著作物等の有力な伝達手段になりつつある。I P マルチキャスト放送は、通信回線を用いて行うものであるが、大量の情報を安全かつ確実に視聴者に送信することができる新しい利用形態であり、従来の有線放送とほぼ同様のサービスの提供を実現するものである。

しかしながら、I P マルチキャスト放送は、視聴者の求めに応じ最寄りの電話局内等に設置された I P 装置から番組を流すという点で、番組が常に視聴者の受信装置まで流れている有線放送とは伝送の仕組みが異なる。この違いに照らすと、I P マルチキャスト放送は著作権法上「自動公衆送信」に当たり、著作権法上の「有線放送」には当たらないと考えられることから、様々な課題が提起されるに至っている。

（1）「通信・放送の融合」との関連

I P マルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスであり、「通信・放送の融合」の観点からもその普及が望まれている。ところが、著作権法上「自動公衆送信」と位置付けられ、番組の「放送」に当たっては権利者の許諾を求める範囲が「有線放送」に比べて広がっている。そのため、関係業界等では、「通信・放送の融合」を進めるためにも、著作権法上これを「有線放送」と同様の取扱いとすることを要望している。

（2）地上デジタル放送との関連

他方、地上テレビ放送のデジタル化が進められており、地上アナログ放送は、平成 23 年（2011 年）7 月には停波し、全面的にデジタル放送に移行することとされている。

これを踏まえ、総務省の情報通信審議会の第 2 次中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成 17 年 7 月 29 日）は、平成 23 年（2011 年）までの限られた時間でデジタル移行を完了するためには、難視聴地域における伝送路として、有線放送に加え、I P マルチキャスト技術による地上デジタル放送の再送信を有効な手段として挙げている。

また、この問題については、平成18年2月に公表された知的財産戦略本部のコンテンツ専門調査会報告書（「デジタルコンテンツの振興戦略」）においても、デジタル移行スケジュールを踏まえ、法改正を含めた必要な措置を速やかに講ずることを求めている¹。

このように、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについては見直しが求められているところであり、IPマルチキャスト放送や有線放送の利用実態を踏まえた上で、権利者の保護及び利用の円滑化の両面から、制度改正を検討していく必要が生じている。

¹ 平成18年6月に決定された「知的財産推進計画2006」においても以下の記述がある。

「2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指して、IPマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため、2006年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこれに伴い必要な措置を速やかに講ずる。また、IPマルチキャスト方式による自主放送の取扱いを含め、今後の通信・放送の融合や技術革新の状況に柔軟に対応するための放送法制や著作権法などの関連法制の在り方については、関係省庁間の連携の下、引き続き検討を行い必要な措置を講ずる。これらの措置を行うに際しては、クリエイターに十分な報酬が支払われるよう配慮する。

2006年度から、IPマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コンテンツを創り、クリエイターに新たな創作チャンスを与えるよう促す。」

2. IPマルチキャスト放送と有線放送の現状

(1) IPマルチキャスト放送

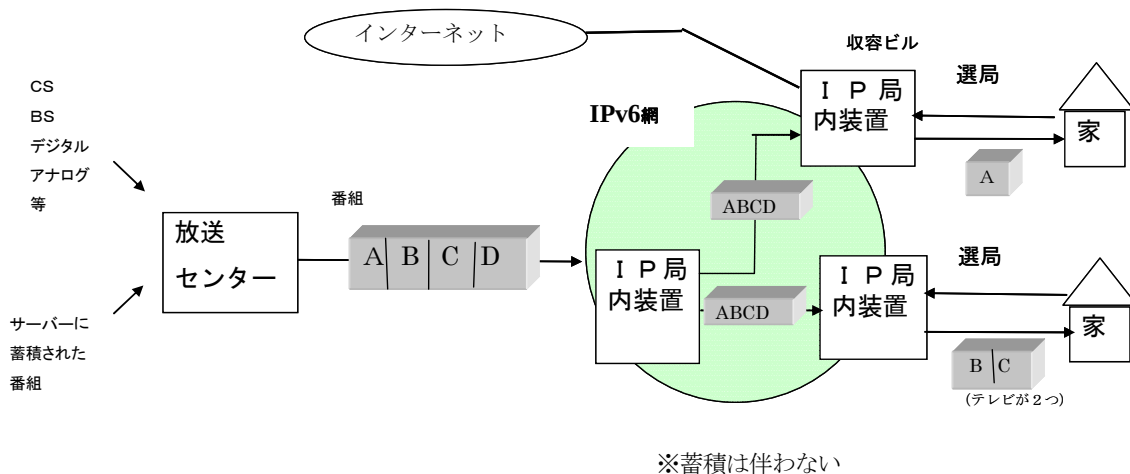
① IPマルチキャスト放送とは

マルチキャストとは、コンピュータ・ネットワークにおいて、決められた複数のネットワーク端末に対して、同時にコンテンツ（IPパケット）を送信することをいう。IPマルチキャストは、複数の宛先を指定して1回データを送信すれば、通信経路上のルータがそのデータを受信して、次の複数のルータに自動的にコンテンツを送信する仕組みであり、IPマルチキャスト放送は、この技術を用いることにより、回線を圧迫することなく効率よくコンテンツを配信することができる。

IPマルチキャスト放送の主な特徴としては、以下の点がある。

- 閉鎖的ネットワークを用いてコンテンツの配信を行う。
- 放送センターからは、IP局内装置に対して全番組が常に配信される。
- 最寄りのIP局内装置からは、ユーザーが選局した番組のみが配信される（リクエストに基づく送信）。

【IPマルチキャスト放送の概略図】



② I P マルチキャスト放送に関する放送関連法制

平成13年、通信と放送の伝送路の融合に対応し、電気通信設備を利用した放送を制度的に可能とするため、電気通信役務利用放送法が制定された。電気通信役務利用放送とは、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう」（電気通信役務利用放送法第2条第1項）と定義され、I P マルチキャスト放送もこの放送の一形態である。

I P マルチキャスト放送を行う事業者は、事業の開始に当たり、同法に基づく総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、以下の場合については、登録を拒否される。

- （ア）関係法違反行為や、登録の取消し等があった場合（同法第5条第1項第1～3号）
- （イ）経理的基礎・技術的能力がない場合（同項第4号）
- （ウ）技術的基準に適合する電気通信役務利用放送設備の利用ができない場合（同項第5号）
- （エ）できるだけ多くの者によって行われるようにするために総務省令で定める基準に合致しない者（同項第6号）

また、事業者には、主に以下のような義務が課されている。

- （ア）放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要である（同法第12条）
- （イ）正当な理由なく業務区域内での役務提供を拒むことができない（同法第14条）
- （ウ）番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を遵守しなければならない（同法第15条）

③ I P マルチキャスト放送の実態

以下の4事業者が電気通信役務利用放送法の登録を受けて I P マルチキャスト放送を実施している（平成18年2月現在）。

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
BBTV	ビー・ビー・ケーブル㈱	H15.3	ペーシック34ch、無料4ch、7ラカト3ch、 (VODサービス(5000タイトル以上)も提供)
光プラスTV	KDDI㈱	H15.12	ペーシック25ch、オプション5ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
4th MEDIA	㈱オンラインティーヴィ	H16.7	基本25ch、オプション18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
ワンデマンドTV	㈱アイキャスト	H17.6	ペーシック21ch、 (VODサービス(3000タイトル以上)も提供)

これらの事業者は、C Sの再送信等を中心にサービスを行っており、現在のところ、地上放送やB Sの再送信は実施していない。なお、この他、自社及び他事業者のインターネット接続や I P 電話、V O D 方式による番組配信等のサービスと併せて提供されている。

(2) 有線放送

①有線放送について

有線放送は、一般に、「公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信」（有線テレビジョン放送法第2条第1項）のことをいい、具体的には、有線音楽放送やケーブルテレビが該当する。

ケーブルテレビと I P マルチキャスト放送を比較した場合、チャンネルを選択することにより求める番組が視聴できる点では同じであるものの、有線放送については、受信者の受信装置まで有線放送される全チャンネルの電波が届いているのに対し、 I P マルチキャスト放送については、先述したとおり、受信者の選択したチャンネルの番組のみ最寄りの I P 局内装置から配信される点で異なる。

②有線放送に関する放送関連法制

ケーブルテレビ事業を規制する法律として、昭和47年に有線テレビジョン放送法が制定されている。有線テレビジョン放送法では、一定規模を超える有線テレビジョン放送施設を設置して有線放送を行おうとする者は、施設の設置について総務大臣の許可を受けなければならないとされており（同法第3条）、以下のような許可基準が設けられている。また、業務を実施しようとする場合には、こ

れとは別に、総務大臣への届出が必要である（同法第12条）。

- (ア) 施設計画の合理性・実施確実性があること（同法第4条第1項第1号）
- (イ) 技術基準への適合性があること（同項第2号）
- (ウ) 経理的基礎・技術的能力があること（同項第3号）
- (エ) 自然的社会的文化的諸事情に照らした必要性・適切性があること（同項第4号）
- (オ) 関係法違反行為等の欠格事由に該当しないこと（同法第5条）

また、事業者には、主に以下のような義務が課せられている。

- (ア) テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域で有線テレビジョン放送を行う場合には、当該放送の再送信を行わなければならない（同法第13条第1項）
- (イ) 放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要であり、同意の協議が整わない場合には、大臣裁定を申請できる（同条第2項・第3項）
- (ウ) 正当な理由なく業務区域内での役務提供を拒むことができない（同法第16条）
- (エ) 番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を遵守しなければならない（同法第17条）

これらの事業者に課せられた義務については、有線テレビジョン放送法も電気通信役務利用放送法もおおむね同様であるが、有線テレビジョン放送法に定められている義務再送信及び大臣裁定に相当する規定は、電気通信役務利用放送法には置かれていない。

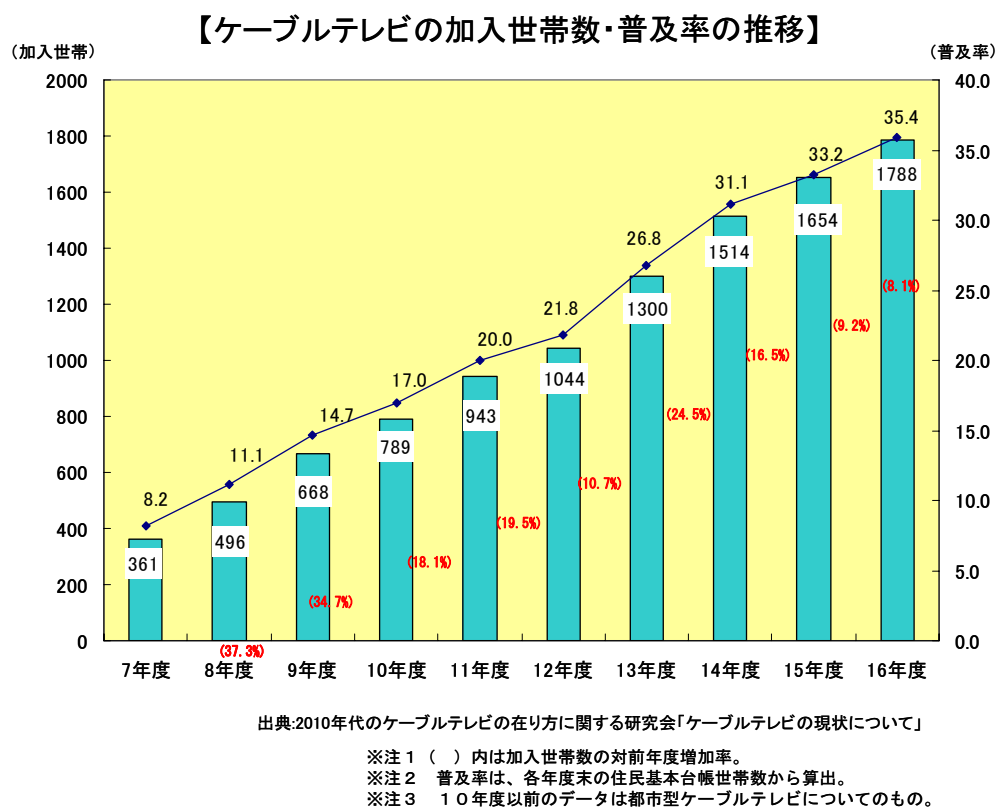
なお、有線テレビジョン放送法に基づく規制については、政府の規制緩和政策を背景に、地元事業者要件の廃止及びサービス区域制限の緩和（平成5年）、外資規制の撤廃（平成11年）など様々な規制緩和が行われており、事業の拡大等を行う環境が整いつつある。

ところで、設備の全部又は一部として電気通信事業者の有する電気通信設備を用いて有線放送を行うことも可能であるが、このような場合には、有線テレビジョン放送法ではなく、前述した電気通信役務利用放送法が適用されることになる。

③有線放送（ケーブルテレビ）の実態（総務省「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」資料より）

有線テレビジョン放送法上の許可を受けた施設数及び事業者数はそれぞれ、

718 施設、547 事業者である（平成 17 年 3 月末現在）。ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加しており、平成 17 年 3 月末には 1,788 万世帯、普及率にして 35.9%まで拡大している（自主放送を行う許可施設）。



また、共同受信（共聴）施設（都市受信障害対策、辺地難視聴対策及び集合住宅共同受信）についても、平成 16 年末で 66,234 施設、8,337,436 世帯が受信している。

ケーブルテレビ事業者の経営状況については、インターネット接続サービスの提供（平成 17 年 9 月末時点で 380 社が提供、312.2 万人が加入）や IP 電話サービスの提供（平成 17 年 12 月末時点で 91 社が提供）、CS の再送信に加え、最近では、VOD 方式の番組配信サービスも行われるなど、ケーブルテレビ事業の拡大・充実により、堅調に推移している様子がうかがえる（平成 16 年度は 310 社²中 251 社（80.9%）が単年度黒字）。

なお、電気通信役務利用放送法に基づき、有線放送の方式により事業を行う事業者は次の 12 社である。

² 自主放送を行う許可施設事業者（547 社）のうち、ケーブルテレビを主たる事業とする営利法人 310 社

【ケーブルテレビ方式を用いた電気通信役務利用放送事業者の登録状況】

会社名	登録日	業務区域
東京ベイネットワーク株式会社	H14. 9. 20	東京都江東区等
株式会社テレビ津山	H15. 9. 1	岡山県津山市等
株式会社メディアリンク	H15. 10. 29	山口県周南市等
株式会社ケイ・キャット	H15. 11. 18	近畿地方一帯
株式会社愛媛シーエーティヴィ	H15. 12. 26	愛媛県松山市等
株式会社オプティキャスト	H16. 2. 25	東京 23 区、大阪府大阪市等
株式会社ケーブルテレビジョン東京	H16. 3. 24	東京都港区等
株式会社タウンテレビ南横浜	H16. 8. 25	神奈川県横浜市金沢区等
株式会社バイ・コミュニケーションズ	H17. 5. 31	大阪府大阪市、兵庫県尼崎市等
東京ケーブルネットワーク株式会社	H17. 6. 15	東京都文京区等
株式会社STNet	H17. 8. 5	徳島県徳島市
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H17. 9. 26	奈良県奈良市、京都府宇治市等

3. 現行著作権法におけるIPマルチキャスト放送の取扱い

(1) 現行著作権法における公衆送信体系

①現行著作権法制定時（昭和45年）

昭和45年に現行著作権法が制定された際、公衆送信に関する権利としては、放送又は有線放送に係る権利のみ規定されていた。

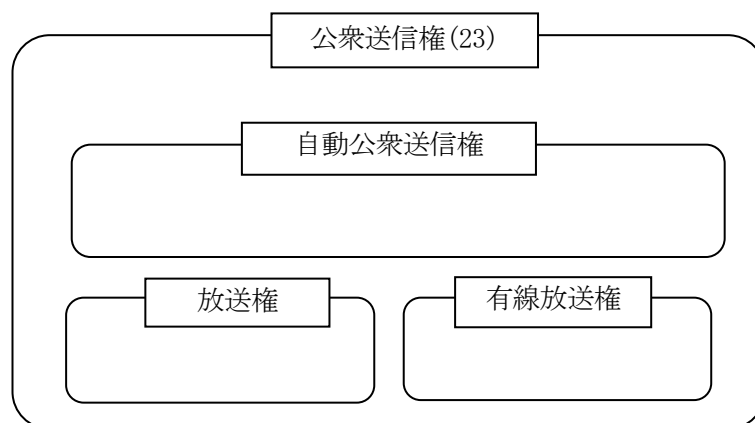
②昭和61年改正

キャプテン・システム、データベースのオンライン・サービスなど、双方向性のある情報伝達手段の発達・普及により、このような形態の送信についても、著作権が働くことを明確にする必要が生じたことから、昭和61年改正により、公衆に対する有線による送信を「有線送信」とし、「有線送信」のうち、CATVのような一斉送信型のものを「有線放送」と整理した。

③平成9年改正

インターネット等の急速な発達に対応するため、平成9年改正により、無線・有線を問わず、公衆によって直接受信されることを目的として行う送信を「公衆送信」とし、また、無線・有線を問わず、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信を「自動公衆送信」とするなど、公衆送信に係る概念について再整理が行われた。

その結果、著作物の公衆送信については以下のとおり整理され、著作権者には、公衆送信権（自動公衆送信にあつては、送信可能化を含む。）が与えられた（第23条）。

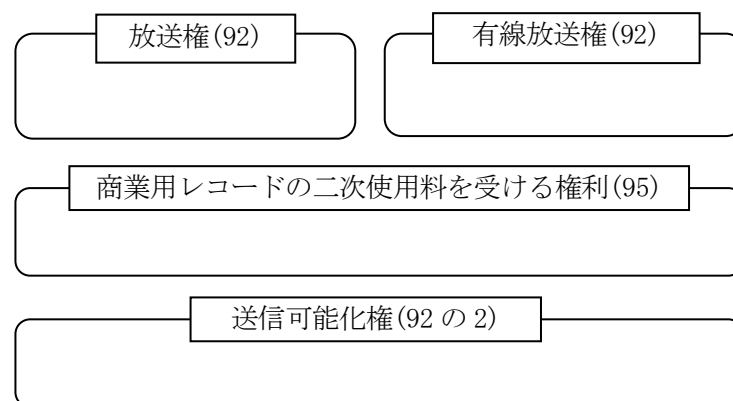


※括弧内の数字は条番号

公衆送信 (第2条第1項第7号の2)	公衆によって直接受信されることを目的として行う無線通信又は有線電気通信の送信(同一構内における有線電気通信の送信を除く。)
放送 (同項第8号)	公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信
有線放送 (同項第9号の2)	公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信 (例：ケーブルテレビ)
自動公衆送信 (同項第9号の4)	公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (放送又は有線放送に該当するものを除く。) *自動公衆送信には、「入力型」(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるもの。例：ストリーミング型インターネット放送)と「蓄積型」(公衆送信用記録媒体に情報を記録すること等によるもの。例：ビデオ・オン・デマンド)がある。
送信可能化 (同項第9号の5)	「蓄積」又は「入力」された情報が利用者の求めがあり次第送信され得る状態におくこと。

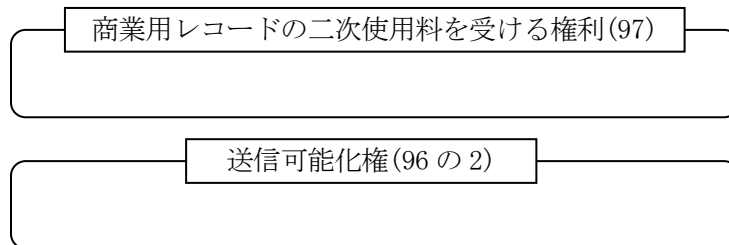
また、実演及びレコードに係る権利関係についても、次のように整理された。

(ア) 実演



※括弧内の数字は条番号

(イ) レコード

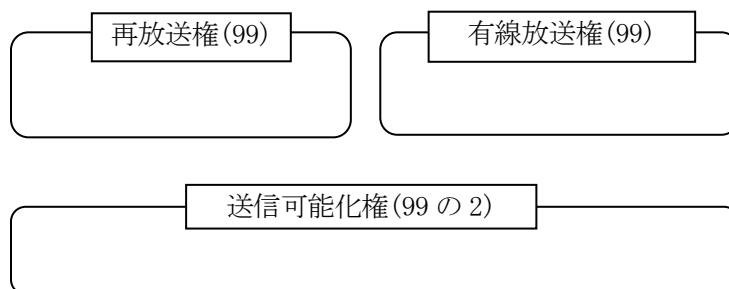


※括弧内の数字は条番号

商業用レコードの二次使用料を受ける権利（第95条、第97条）	市販用の音楽CD等を放送又は有線放送に利用している場合、当該CD等に係る実演家（歌手、ミュージシャン等）やレコード製作者が報酬を求めることのできる権利
--------------------------------	---

③平成14年改正

放送事業者に係る権利関係が次のように整理された（有線放送事業者についても同様）。



※括弧内の数字は条番号

(2) IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付け

有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送と解されるには、

- ①有線電気通信設備により受信者に対し一斉に送信が行われること、
- ②送信された番組を受信者が実際に視聴しているかどうかにかかわらず、受信者の受信装置まで常時当該番組が届いていること

が必要であると考えられる。

この点、I Pマルチキャスト放送は、I P局内装置までは「同一内容の送信」が行われているが、局内装置から各家庭までの送信は、各家庭からの「求めに応じ自動的に行う」ものであることから、「自動公衆送信」であると考えられる（情報を入力し続けることによる送信形態であることから、入力型の自動公衆送信³である）。

（３）現行法における「有線放送」と「自動公衆送信（送信可能化を含む）」の規定の比較

（２）のとおり、I Pマルチキャスト放送は、著作権法上「有線放送」ではなく、「自動公衆送信」と扱われるため、放送番組の送信に当たっては、C A T V等の「有線放送」とは、関係する権利の働き方が異なる場合がある。

①自主放送

送信の対象となるもの				有線放送	自動公衆送信
著作物				○（23）	○（23）
実演	生実演			○（92Ⅰ）	○（92の2Ⅰ）
	固定物	録音	許諾あり	×（92Ⅱ②イ） ▲（95）	○（92の2Ⅰ）
			商業用レコト ^㉔		
		録画	許諾なし	○（92Ⅰ）	○（92の2Ⅰ）
			許諾あり	×（92Ⅱ②イ）	×（92の2Ⅱ①）
	許諾なし	○（92Ⅰ）	○（92の2Ⅰ）		
レコト ^㉔	商業用レコード ^㉔			▲（97）	○（96の2）
	その他のレコード ^㉔			×（権利なし）	○（96の2）

（○：許諾権、▲：二次使用料請求権、×：無権利）

（※括弧内の数字は条番号）

自主放送番組を有線放送する場合には、原則として、著作権者の許諾（第23条第1項）、実演家の許諾（第92条第1項）が必要である。レコード製作者は有線放送権を有していないため、許諾を得る必要がない。なお、商業用レコードを用いて有線放送する場合には、当該レコードに係る実演家及びレコード製作者に対し二次使用料を支払わなければならない。

一方、自主放送番組を自動公衆送信する場合には、レコード製作者も含めて、許諾を得る必要がある（第23条第1項、第92条の2第1項、第96条の2）。

また、有線放送については、特別に以下の規定が置かれている。

³ 入力型の自動公衆送信の概念については11頁参照。

(ア) 許諾を得て録音又は録画されている実演の有線放送（第92条第2項第2号イ）

許諾を得て録音又は録画されている実演を有線放送する場合には、実演家の権利は働かない。

これは、実演家は、その最初の実演の固定を許諾する際に、契約上、以後の利用について利益を確保する機会を有していること、また、その後の利用については、有線放送事業者の権利による管理も及ぶことから、権利関係を簡明にするためにも、実演家に許諾権を認める必要はないと考えられたためである。

(イ) 一時的固定制度の適用（第44条第2項、第102条第1項）

有線放送事業者は、有線放送することができる著作物等を、自己の有線放送のために、自己の手段によって、一時的に録音・録画することができる。

本規定は、有線放送事業者による自主制作番組の増加に伴い、放送と同様に一時的な録音物・録画物を作成することが不可欠となったことから、昭和61年改正によって定められた。

(ウ) その他の権利制限

著作物を利用して有線放送を行う場合には、一定の要件の下で著作権者の権利が制限されている。

- (例) ・学校教育番組の放送等（第34条）
- ・時事問題に関する論説の転載等（第39条）
- ・政治上の演説等の利用（第40条）

②放送の同時再送信

(注) 非営利無料の場合は、第38条第2項の規定により、 の部分についても権利が制限（＝無権利）されている。

送信の対象となるもの				有線放送	自動公衆送信
著作物				○ (23)	○ (23)
実演	生実演			× (92Ⅱ①)	○ (92 の 2Ⅰ)
	固定物	録音	許諾あり	× (92Ⅱ①)	○ (92 の 2Ⅰ)
			商業用レコード*		
		録画	許諾なし	× (92Ⅱ①)	○ (92 の 2Ⅰ)
			許諾あり	× (92Ⅱ①)	× (92 の 2Ⅱ①)
			許諾なし	× (92Ⅱ①)	○ (92 の 2Ⅰ)
レコード*	商業用レコード			× (97)	○ (96 の 2)
	その他のレコード			× (権利なし)	○ (96 の 2)

(○：許諾権、▲：二次使用料請求権、×：無権利)

(※括弧内の数字は条番号)

(ア) 営利又は有料の場合

営利又は有料で同時再送信を行う場合は、著作権については、有線放送及び自動公衆送信ともに、原則として、著作権者の許諾が必要であり（第23条第1項）（前述①（ウ）の権利制限に該当する場合は、有線放送は権利者の許諾不要。）、また、放送事業者の許諾も得る必要がある（第99条第1項）（法令の規定により、有線放送による放送の同時再送信を行わなければならない場合には、放送事業者の許諾は不要である（同条第2項））。

一方、実演及びレコードの送信に関しては、有線放送と自動公衆送信で権利の働き方が異なる。

(i) 実演の送信（第92条第2項第1号、第92条の2第1項・第2項第1号、第95条）

自動公衆送信による再送信を行う場合は、原則どおり実演家の許諾が必要（許諾を得て録画されている実演を除く。）である（第92条の2第1項・第2項第1号）が、有線放送による再送信の場合には、実演家の権利が及ばないこととされている（第92条第2項第1号）。これは、放送事業者の権利を通じて実演家の権利を実質的にカバーしてもらうことを予定していたためである。また、商業用レコードの二次使用についても、同時再送信による利用の場合は当該使用料を支払う必要はない。

(ii) レコードの送信（第96条の2、第97条）

自動公衆送信による再送信を行う場合は、原則どおりレコード製作者の許諾が必要である（第96条の2）が、レコード製作者は有線放送権を有していないため、有線放送による再送信の場合に許諾を得る必要はない。また、商業用レコードの二次使用についても、同時再送信による利用の場合は当該使用料を支払う必要はない。

(イ) 非営利・無料の場合

放送を受信して有線放送する場合は、非営利・無料であれば、著作権者、著作隣接権者（実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者）の許諾なく行うことができる（第38条第2項、第102条第1項）。

現行法制定当時（昭和45年）は、非営利・無料の有線放送としては小規模なものしかなかったため、権利者の許諾なく有線放送することができるとされていた。その後、有線放送の大規模化に伴い、昭和61年改正の際にも、権利の制限に関してもできるだけ放送と同様の扱いとするのが適当とされたが、共同受信組合等が行う難視聴対策のための再送信等にまで権利を及ぼすことは

社会的影響から問題があると考えられ、放送の再送信に当たる場合だけ権利制限することとなった。

一方、放送を受信して自動公衆送信する場合は、原則どおり、各権利者の許諾が必要である。

③著作隣接権

有線放送事業者については、昭和61年改正によって、著作隣接権が付与されている。現行法制定当時は、有線放送は難視聴地域の解消を目的とするものがほとんどであり、その法的保護を図らなければならない実態になかったため、著作隣接権は付与されなかったが、その後の有線放送の発展により、放送事業者に著作隣接権を認めたときと同様の事情（放送の番組の制作・編成に著作物の創作性に準ずる創作性が認められること、また、そのために多くの時間と努力と経費を要しており、その第三者による利用について権利を認めないことは不公平であること。）が認められるようになったため、有線放送事業者にも著作隣接権が付与された。

一方、自動公衆送信を業として行う者については、著作隣接権を付与していない。平成7年に当該送信事業者にも著作隣接権を付与することが、著作権審議会マルチメディア小委員会において検討されたが、放送の場合の番組編成のような準創作的行為が存在するのかなどの指摘があり、見送られた。

4. 国際条約及び各国におけるIPマルチキャスト放送の取扱い

(1) 国際条約とIPマルチキャスト放送

世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）において、著作権関連条約上のIPマルチキャスト放送⁴の取扱いについて明示的に合意されたことはない。したがって、IPマルチキャスト放送の属性が個々の条約の要件に該当するか否かを個別に検討し、解釈によって位置付けを明らかにする必要がある（条文については資料1参照）。

①著作隣接権者としての保護

IPマルチキャスト放送を行う機関（以下「IPマルチキャスト放送機関」という。）を著作隣接権者として保護することを求めるWIPO等の国際条約は存在しないと考えられる。具体的に関連する条約を見ると、

- ・「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「実演家等保護条約」という。）」において保護される放送機関の「放送」は、「無線による」もののみであり、有線のIPマルチキャスト放送機関は条約の保護の対象外である（実演家等保護条約第3条（f））。
- ・現在、WIPO著作権等常設委員会（以下「SCCR」という。）において検討されている「放送機関の保護に関する条約のベーシックプロポーザル案」は条約本体と添付文書で構成されており、条約本体では、「放送機関」と「有線放送（cablecasting）機関」のみ保護の対象となっている。「有線放送（cablecasting）」の定義に「コンピュータ・ネットワークを通じた送信を含むものと解してはならない」とされており（放送機関の保護に関する条約のベーシックプロポーザル案第2条）、添付文書において定められているウェブキャスト機構は、条約本体の義務としては保護の対象外となる見通しである（放送機関の保護に関する条約ウェブキャストに関する付属書案第2条）。なお、ウェブキャスト機構の保護に関する議論は、一部の途上国の反発が強いため、平成18年9月開催予定のWIPO一般総会以後に議論することとなり、当面、条約化に向けた議論は伝統的放送（放送及び有線放送）に限定して行うこととなっている。

という状況にあり、現時点では、IPマルチキャスト放送機関を著作隣接権者として保護する国際条約は存在せず、見通しとしても、放送機関の保護に関する条約の検討においても、ウェブキャスト機構の保護の議論は当面行われない

⁴ この節で「IPマルチキャスト放送」とは、IPマルチキャスト技術を用いた有線電気通信の送信一般のことをいう。

こととなった。

① I Pマルチキャスト放送による放送の同時再送信

(ア) 著作権

著作権については、同時再送信を含め、I Pマルチキャスト放送による送信に対して、著作権に関する世界知的所有権機関条約第8条の「公衆への伝達権」として許諾権が及ぶと考えられる。「公衆への伝達権」の保護対象となる行為が「有線又は無線の方法による公衆への伝達」であり、「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む」とされていることから、有線放送もオンデマンドによるインターネット配信もいずれも「公衆への伝達」に含まれる。I Pマルチキャスト放送の属性を見れば、いずれの側面からも、I Pマルチキャスト放送が有線放送やオンデマンドによるインターネット配信と同様に「公衆への伝達」となることは明らかである。

(イ) 実演家とレコード製作者の著作隣接権

実演家とレコード製作者の著作隣接権については、実演家等保護条約では、実演の再送信やレコードの送信は保護されておらず、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下、「実演・レコード条約」という。）の条文がどのように適用されるかについて、I Pマルチキャスト放送の属性をより精査することが必要となる。なぜならば、実演・レコード条約では、第10条及び第14条において実演家及びレコード製作者のそれぞれに「利用可能化」に該当する行為の排他的許諾権を与えている反面、第15条において「公衆伝達」に該当する行為には報酬請求権（商業用レコードの二次使用料）しか与えていないため、I Pマルチキャスト放送が「利用可能化」と「公衆伝達」のいずれに該当するかで扱いが変わってくるからである。

そこで、実演・レコード条約第10条及び第14条の「利用可能化」に該当する行為の要件を見ると、「有線または無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くこと」とされている。この文言について、W I P O内にはこの解釈を明らかにした文書はないようであるが、公表されている解説書を調査するとともに（資料2）、各国の著作権担当者及び専門家に見解を質したところ、いずれの調査等においても、インターネット・ストリーミングのように決まった時間にあらかじめ確定したプログラムに基づいて送信されているような場合は、視聴者が特定の実演やレコードに自らの選択する時間にアクセスすることができないので、「利用可能化」には該当しないと解されているという見解が得られた。

したがって、I Pマルチキャスト放送による放送の同時再送信は、「同時」

再送信であることから当然に特定の実演やレコードに視聴者が自らの選択する時間にアクセスすることができないため、実演・レコード条約の利用可能化には該当せず、許諾権で保護することは求められていないと考えられる。

(ウ) 放送機関と有線放送機関の著作隣接権

放送機関と有線放送機関の著作隣接権については、実演家等保護条約において、放送の再放送が許諾権として保護されているが、インターネット等による送信については明示的には保護の対象にはなっていない(実演家等保護条約第13条)。したがって、実演家等保護条約上は放送のIPマルチキャスト放送による送信には著作隣接権の保護を及ぼす義務はないと解される。

このように放送機関と有線放送機関の著作隣接権については、いまだインターネット対応の国際条約が成立していないため、現在、実演家等保護条約に加え、SCCRにおいて、放送機関の保護に関する条約の検討が行われている。当該条約のベーシックプロポーザル案においては、再送信と利用可能化のいずれに対しても許諾権を与えており、コンピュータ・ネットワークを通じた同時再送信は明示的に再送信として許諾権で保護されることとなっている(放送機関の保護に関する条約ベーシックプロポーザル案第3条、第6条、第10条)。なお、このことから、実演・レコード条約の解釈で述べたように、国際的にはIPマルチキャスト放送による同時再送信やインターネット・ストリーミングによる同時再送信は利用可能化には含まれないと理解されていることが確認可能である。

(2) 各国におけるIPマルチキャスト放送の実態

現在、海外においてIPマルチキャスト放送と同様のサービスとしてIPTVというサービスが行われているが、国によって技術仕様は異なる。IPTVのビジネスモデルやニーズの背景については、欧州放送連合(EBU)の報告書⁵が、デジタル地上波放送の難視聴地域への番組提供手段としてのIPTVの有用性に言及している(資料3)。例えばフランスでは、都市部で難視聴となる衛星放送を抱えていたTF1と、音声通信ビジネスが下り坂であるために固定網の活用方策を探していたFrance Telecom社の利害が一致したため、都市部での衛星放送の難視聴の解消手段としてIPTVが発展したという経緯があることが、同報告書で紹介されている。商用化されたIPTVの事業例は、以下のとおりイタリア、フランス、イギリス、香港、米国等に存在する。

⁵ EBU Technical Review 誌 2005 年 4 月号掲載報告書 “Will Broadband TV Shape the Future of Broadcasting?”

【欧州】

(イタリア)

イタリアでは、従来型の有線放送サービスはほとんど存在しないため、FASTWEB社が行っているIPTVのサービスが相当普及している。2005年4月の時点で、国内8都市において500,000人以上の契約視聴者を得ている。うち、100%光ファイバーを達成しているミラノでは、生のIPTVチャンネルで全ての全国TVチャンネル及び複数の国際チャンネル及びテーマ別チャンネルを試聴することができる⁶。

(フランス)

フランスでは、Internet Free社、Neuf Telecom社、France Telecom社等、複数の会社がIPTVのサービスを行っている。Internet Free社のFreeというIPTVサービスではビデオ・オン・デマンドサービスは行っていないが、100以上のTVチャンネルを試聴することができ、2005年3月の時点でのセットトップボックスの提供個数は200,000個以上に上っている。またNeuf社は、2004年末の時点で10,000人のIPTVサービスの契約視聴者を得ている⁷。

(イギリス)

Video Networks社のHomeChoice BTVというサービスがIPTVをロンドンで提供しており、15,000ほどの契約視聴者を獲得している⁸。また、通信大手のBT社が、2006年中にIPTVサービスを開始する予定との情報もある⁹。

【米国】

米国では、カリフォルニア州のSureWest Communications社、オクラホマ州のPioneer Telephone社、ジョージア州のRinggold Telephone社などIPTVの事例が数社ある（各社のHPより）。さらに米国第二の大手地域電話会社であるSBCが今後同様のサービスを開始すると表明している。

【香港】

香港では、PCCW社のNowTVがIPTV放送を行っている。

(3) 各国におけるIPTマルチキャスト放送の著作権契約と関連法制の概要

IPTマルチキャスト放送により地上波放送の再送信を行うに際し、各国でどのよ

⁶ EBU報告書による。

⁷ EBU報告書による。

⁸ EBU報告書による。

⁹ 米国 Jupitermedia Corporation の IT 関連ニュースサイト internet.com 記事

<http://www.internetnews.com/bus-news/article.php/3593131> 等

うな著作権契約を求められ、行っているかの全容は明らかでないが、おおむね以下のとおりであることが確認されている。

【欧州】

(イギリスを除く欧州各国)

イギリスを除き、EU及び欧州各国の著作権法令においては、IPTVに関する明示的な規定の存在は確認されていない。ただし欧州放送連合(EBU)の報告書は、放送の同時再送信については、IPTVは有線放送と同様とみなされるとしているため、欧州の放送事業者はIPTVを有線放送と区別しながらも同様の著作権契約の位置付けで扱っているのではないかと推測される¹⁰(資料3)。

(イギリス)

イギリス著作権法は、「放送」の定義に無線放送・有線放送の他、インターネット送信のうち

- ・ インターネットとそれ以外の手段で同時に行われる送信
- ・ ライブイベントの同時送信

等を含めている(イギリス著作権法第6条(1A))。IPマルチキャスト放送を含めたインターネットによる同時再送信は、ここで定義された「放送」に該当するため、イギリス著作権法では伝統的な有線放送による同時再送信とインターネットによる同時再送信を同等に扱っていることになる。さらに、実演家は一般的には「利用可能化権」を持つ(第182条CA)が、ここで「放送」と定義されたものは「利用可能化」には含まれないとされている(イギリス著作権法第20条、第179条)。ただし、商業目的で発行された録音物については、「利用可能化」以外の方法で「公衆伝達」された場合(すなわち放送された場合)は、報酬請求権を持つ(182条D)(資料4)。

【米国】

現時点ではまだ連邦レベルでIPTVの放送法制・著作権法制上の位置付けについて明確に定められたものはない。現在事業を行っている事業者は従来のCATVの規制ルールに則って、州レベルでの認可を受け、CATVとして事業を行っていると情報もあるが、連邦レベルの放送法制・著作権法制下でオーソライズされた解釈というわけではない。

【香港】

著作権契約と関連法制の概要は明らかでない。

¹⁰ EBU報告書による。

5. テレビ放送の同時再送信等にかかる著作権契約の現状

(1) 放送の同時再送信

①放送事業者との契約

放送事業者は、著作権法上、著作隣接権者として有線放送権及び送信可能化権を有する¹¹。また、2. でも触れたとおり、有線テレビジョン放送法及び電気通信役務利用放送法においても、事業者が放送を受信して同時再送信を行う場合には、放送事業者の同意が必要である旨が定められている。したがって、有線放送事業者又はI Pマルチキャスト放送事業者が放送の同時再送信を行う場合には、最初に、放送事業者の許諾及び同意を得る必要がある。

実際の契約処理については、有線放送による地上放送及びB S放送の同時再送信の場合、放送事業者は、第三者の契約処理を必要とする場合は有線放送事業者の責任で行うことや、放送内容に一切変更を加えないで再送信することなどを条件に、有線放送事業者に対して有線放送テレビジョン放送法に基づく再送信の同意を与えており、事実上はこれにより、放送事業者の著作隣接権としての有線放送（第99条第1項）の許諾も併せて与えていると考えられる。なお、C S放送事業者については、番組供給の契約形態であり、当該契約の中で許諾及び同意が与えられている。

なお、I Pマルチキャスト放送による地上放送及びB S放送の同時再送信については、現在のところ実態はないが、実際に再送信を行う場合は、同様の契約形態になると考えられる。

②管理団体との契約

(ア) 地上放送及びB S放送の同時再送信

(i) 有線放送

地上放送及びB S放送を受信してC A T Vによって同時再送信する場合については、社団法人日本音楽著作権協会（以下「J A S R A C」という。）、協同組合日本脚本家連盟（以下「日脚連」という。）、協同組合日本シナリオ作家協会（以下「シナリオ作家協会」という。）及び社団法人日本文芸家協会（(旧)社団法人日本文芸著作権保護同盟）（以下「文芸家協会」という。）の権利者4団体が、日脚連を窓口団体として個々のC A T V事業者に包括的に許諾を与え

¹¹ 局制作のドラマ等については、映画製作者として著作権者の立場でもある。

ており、区域内再送信と区域外再送信に区分した低率な使用料を一括徴収している。

また、社団法人日本芸能実演家団体協議会（以下「芸団協」という。）については、実演家は放送の同時再送信について著作権法上の権利は与えられていないが、現行著作権法の制定以来、CATV事業者との契約に基づき、CATV事業者から実演利用の補償金を受領している（上記権利者4団体に芸団協を加えたこの契約は、一般に「5団体処理」と言われている）¹²。

（ii）IPマルチキャスト放送

地上波放送及びBS放送を受信してIPマルチキャスト放送によって同時再送信する場合については、現在、利用の実態がないため、権利者団体による著作権契約のルールはない。なお、実演家及びレコード製作者に係る契約については、現在、芸団協及び社団法人日本レコード協会（以下「レコード協会」という。）において、集中管理の整備を進めているところである。

（イ）CS放送の同時再送信

（i）有線放送

CS放送を受信してCATVによって同時再送信する場合については、JASRACは、個々のCATV事業者と包括許諾による一括処理を行っている。日脚連、シナリオ作家協会、文芸家協会は、放送事業者等の番組提供者との契約の中で、CATV事業者がCS放送を受信して同時再送信することも含め許諾を与えている。

また、実演家及びレコード製作者には、放送の同時再送信に関する著作権法上の権利はないが、局製作の番組をCS放送局に提供する際には、番組提供者は複製について権利者から改めて許諾を得なければならない。これについて、レコードに録音された実演及びレコードについては、芸団協及びレコード協会が番組提供者に包括的な許諾を与えている。なお、映像実演については、現在、当該複製について、実演家又はその所属事務所と番組提供者の間で個別処理による許諾が行われている。

（ii）IPマルチキャスト放送

¹² 補償金の受領の可否については訴訟が提起されており、高裁では芸団協が勝訴したが、現在、最高裁で争われているところである。

C S放送を受信してI Pマルチキャスト放送によって同時再送信する場合には、J A S R A Cでは、平成17年3月に関係団体間で合意された映像コンテンツをブロードバンド配信する場合の暫定料率を適用し、個々のI Pマルチキャスト放送事業者に許諾を与えている。また、日脚連、シナリオ作家協会及び文芸家協会では、番組提供者との契約の中で、I Pマルチキャスト放送事業者がC S放送を受信して同時再送信することも含め当該暫定料率に基づく許諾を与えている。

また、実演家及びレコード製作者に係る契約については、放送の同時再送信であっても、C A T Vの場合と異なり、許諾権（送信可能化権）が働くことになるので、現在、個別処理による許諾が行われているが、芸団協とレコード協会において、集中管理の整備を進めているところである。

（２）自主放送

①放送事業者との契約（専用回線による送信を受信して行う送信¹³のみ）

専用回線による送信を受信して行う送信については、著作権法上の著作隣接権も放送法制上の同意権も働かないが、一般に、両者の間で番組供給契約が結ばれている。

②管理団体との契約

（ア）専用回線による送信を受信して行う送信

（１）の場合と同様の契約内容である。

（イ）他人が製作した番組の提供を受け行う放送

（i）有線放送

放送番組を購入してC A T Vによって自主放送する場合については、J A S R A Cは、個々のC A T V事業者と包括許諾による一括処理を行っている。日脚連、シナリオ作家協会、文芸家協会では、C A T Vによって自主放送することも含め、番組提供者に許諾を与えている。

また、レコードに録音された実演及びレコードについては、（１）②（イ）

¹³ 放送電波を直接受信する代わりに専用回線による送信を受信して、放送されている番組を同時に再送信する形態が存在するが、これについては、いわゆる自主放送に当たると整理される。

(i) の場合と同様、芸団協及びレコード協会が放送番組の複製について個々の番組提供者に包括的な許諾を与えている。なお、映像実演については、個別処理による許諾が行われているが、現在、芸団協において集中管理の整備を進めているところである。

(ii) I Pマルチキャスト放送

放送番組を購入してI Pマルチキャスト放送する場合については、現在、利用の実態がないため、権利者団体による著作権契約のルールはない。なお、芸団協とレコード協会においては、集中管理の整備を進めているところである。

(ウ) 自主制作番組の放送

(i) 有線放送

自主制作番組をCATVによって有線放送する場合については、JASRACでは、個々のCATV事業者と包括許諾による一括処理を行っている。自主制作番組は、地域紹介用に製作されるものが多く、文芸や脚本に関する利用は想定されないことから、日脚連、シナリオ作家協会、文芸家協会の権利者団体との著作権契約のルールはない。また、商業用レコードを用いて有線放送を行った場合については、実演家及びレコード製作者に商業用レコードの二次使用料が支払われることになっている。なお、映像実演については、現在、個別処理による許諾が行われている。

(ii) I Pマルチキャスト放送

自主制作番組をI Pマルチキャスト放送する場合の著作権契約のルールは、JASRAC、日脚連、シナリオ作家協会、文芸家協会では、自主制作番組のCATVによる有線放送の場合と同様であるが、実演家及びレコード製作者に係る契約については、現在、個別処理による許諾が行われている。なお、現在、芸団協において集中管理の整備を検討中である。

(3) ビデオ・オン・デマンド(VOD) サービス

放送番組のVODサービスについては、平成17年3月に関係団体間で合意された映像コンテンツをブロードバンド配信する場合の暫定料率を適用して許諾を行っており、JASRAC、日脚連、シナリオ作家協会、文芸家協会では、平成18年度以降も引き続き同料率を適用している。

一方、芸団協とレコード協会では、従来は個別処理で行ってきたが、現在、集中管理の整備を進めているところである。

6. 検討結果

(1) 基本的な考え方

I Pマルチキャスト放送は、2. で見たとおり、情報の伝達に用いられる技術の方式に違いはあるものの、著作物等の利用形態としては、従来の有線放送とほぼ同様であると考えられる。特に、サービスの利用者側から見た場合、どちらの場合も視聴者がチャンネルを選択すれば番組が視聴可能になることから、その差異はほとんどないと言える。

しかしながら、現行著作権法の定義上、3. で見たとおり、I Pマルチキャスト放送は入力型の自動公衆送信に該当すると評価され、この結果、有線放送と異なった取扱いとなっている。例えば、I Pマルチキャスト放送事業者が実演又はレコードを利用する場合には、これらの権利者から送信可能化の許諾が必要であるが、有線放送事業者の場合には、有線放送に関する許諾権が一定の範囲で制限されていたり、そもそも許諾権が付与されていなかったりしている。このように、有線放送事業者は、有線テレビジョン放送法を背景とした公共性等により、著作権法において、利用者側にとって一定の有利な取扱いがなされているが、I Pマルチキャスト放送は最近登場した形態の放送であり、現行著作権法制定時には実態がなかったため、これを行う事業者にはそうした有利な取扱いがなされていない。

こうした事情を踏まえると、I Pマルチキャスト放送事業者についても、有線放送事業者と同程度の公共性等が確保されるのであれば、政策的には、有線放送事業者と同様の有利な取扱いとすることは差し支えないと考えられる。また、将来、通信・放送の融合がさらに進展し、仮に、有線放送とI Pマルチキャスト放送に係る放送法制上の取扱いに差異がなくなった場合には、著作権法上においてこれらを区別することはかえって適切ではなく、同様の取扱いとすべきものであると考える。

ただし、著作権法の目的は、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」であり、制度の変更に当たっては、権利者の権利の保護に十分配慮することが必要である。このため、I Pマルチキャスト放送を有線放送と同等の取扱いとする場合、有線放送に対する有利な取扱いの内容についても、現在の有線放送の実情等を十分に踏まえ、必要な見直しを行うべきである。

以上を踏まえ、I Pマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについては、当面は以下のような措置を講じるべきである。

- ①「放送の同時再送信」部分については、平成18年末には、I Pマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が開始される予定であり、予め権

利関係を明確化しておくことが、我が国の政策上必要であると考えられるため、緊急な対応が必要と考えられることから、早急に「有線放送」と同様の取扱いとする。

②その際、現在有線放送になされている有利な取扱い内容について、有線放送の実情等の変化を踏まえ、適切なものに改める。

③ I P マルチキャスト放送による「自主放送」部分の取扱いについては、
(ア) 著作隣接権の付与の可否など論点が広範にわたること、権利が制限されることとなる実演家等の理解を得る必要があることから、十分な準備期間を設けた上で検討する必要があること
(イ) W I P O で検討されている放送条約案の検討状況や、今後の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの検討状況、I P マルチキャスト放送の実態を見極める必要があることから、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得るべきである。

なお、現行の放送法制上の取扱いに関し、有線放送事業者には、有線テレビジョン放送法において、難視聴地域において放送を再送信する義務が課せられているが、I P マルチキャスト放送事業者には、電気通信役務利用放送法において、このような義務は課せられていない。この再送信義務については、I P マルチキャスト放送事業者に公共的役割を与え、有利な取扱いを根拠付ける重要な要素の一つと考えられることから、これについても、政府部内で早急に検討し、速やかに必要な法的措置を講じることが必要である。

(2) 具体的措置内容

①有線放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直し

現行著作権法制定当時と比較して、有線放送事業者の実態も変化している。現行法制定当時は、有線放送事業者といえば、規模が小さく、基本的には地域を中心に事業を展開する地域的なメディアであったが、近年、有線放送に係る制度が見直され、有線放送事業の地元事業者要件の廃止や外資規制の撤廃など規制が緩和されたこと等も背景に、都市部等において大規模な有線放送事業が展開され、また、サービス内容もC Sの再送信、I P 電話、インターネットやVODサービスなど充実しつつある。さらに、有線放送事業者等が、電気通信役務利用放送法に基づく登録を受けて有線放送サービスを提供する形態も増えつつあり、このような傾向は今後も続くと考えられる。

以上のような実態の変化を踏まえると、現行著作権法上権利制限されていない

著作物や放送は別として、実演及びレコードに係る権利関係については、原則として、新たに報酬請求権を付与することが適切である。

現行著作権法において、放送の同時再送信の場合に実演家の権利が一切働かないこととなっている背景には、以下の事情も存するところである。すなわち、実演家は許諾権として放送権又は有線放送権を有しているが、実演の円滑な利用を阻害しないよう、実演の最初の利用の際の契約によってのその後の利用も含めて実演家の利益を確保することや、放送事業者の権利行使を通じて実演家の利益を確保することが想定されている。

しかしながら、

- i) 先述のとおり、有線放送の実態が大きく変化しており、有線放送が実演の有力な利用手段になってきたこと
 - ii) 放送の同時再送信に係る放送事業者の同意は長い間の契約慣行から無償とされているため、例えば、最初の出演契約時に実演家との間で同時再送信の利用も含めた契約を行おうとしても、放送事業者はその費用を有線放送事業者に転嫁することが難しく、著作権法が想定する「実演の最初の利用の際の契約によってその後の利用も含めて実演家の利益を確保する」という考え方が機能していないこと
- などの理由から、現行の権利関係は見直すべきであると考ええる。

なお、実演家の許諾を得て映画の著作物において録音又は録画されている実演には、その後の一切の利用について実演家の権利が働かないこととされている。これについては、映画の著作物に係る権利関係全体の見直しの中で検討すべき課題であると考えられるため、今回の制度改正においては、従来の取扱いを維持することが適当である。

② I Pマルチキャスト放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直し

現行著作権法上、放送を I P マルチキャスト放送により同時再送信することについて、実演家及びレコード製作者には許諾権である送信可能化権が与えられているが、有線放送と同様に取扱うという考えを踏まえ、原則として、現在与えられている許諾権を報酬請求権に改めることが適切である。なお、著作物及び放送の利用については、①の場合も許諾権が与えられていることから、特に見直しを行う必要はないと考えられる。

ところで、このような取扱いについては、実演家及びレコード製作者に「利用可能化権」の付与を義務付けた実演・レコード条約との関係が問題になるが、4. で整理したように、入力型の送信可能化については、実演・レコード条約上の義務とはいえないため、実演家等の権利制限に当たって著作権の制限と同一の制限しか認めないという実演・レコード条約第16条(1)の規定の適用はないものと考えられる。

③非営利かつ無料で放送を同時再送信する場合の規定の見直し

現行著作権法では、難視聴対策や景観維持等のための共同受信など、放送を受信して行う非営利かつ無料の有線放送を権利制限の対象とした上で、著作物、実演、レコード及び放送等の権利が働かないことになっているが、自動公衆送信については、このような制限はない。

マンション等の景観維持等を目的としたＩＰマルチキャスト放送による非営利かつ無料の再送信はコスト等の点から想定されにくい、地域の通信インフラを活用した難視聴対策のためのＩＰマルチキャスト放送については、実施の可能性が想定されるため、放送の同時再送信のみのサービスを非営利かつ無料で行うことについては、有線放送とＩＰマルチキャスト放送で著作権法上区別する理由がないことから、著作権を含む全ての権利について、基本的には有線放送と同様の権利制限を行うべきである。

ただし、特に、ＩＰマルチキャスト放送や電気通信役務利用放送法に基づき行われる有線放送については、従来型の有線放送と異なり、全国規模で送信が可能なメディアであり、たとえ非営利かつ無料であっても同時再送信が大規模になれば権利者の利益に影響を与える可能性があることから、一定の限定を加えることを考慮すべきである。

④権利制限規定の在り方

著作物等の有線放送による利用については、権利制限規定により自由利用が認められているものがある。これらについて、基本的には、ＩＰマルチキャスト放送についても同様の取扱いとすることが必要と考えるが、放送の同時再送信に係る見直しの際に措置するか、あるいは、今後「自主放送」について検討する際に、あわせて検討するかについては、個別に判断する必要がある。

<権利制限の例>

- ・学校教育番組の放送等（第３４条）
- ・時事問題に関する論説等の転載等（第３９条）
- ・政治上の演説等の利用（第４０条）

⑤著作隣接権の付与及び一時的固定

有線放送事業者には著作隣接権が与えられているが、ＩＰマルチキャスト放送事業者にも同様に権利を与えることについて検討する必要がある。また、この際、一時的固定制度の適用についてもあわせて検討する必要がある。ただし、ＩＰマ

ルチキャスト放送に対する著作隣接権の付与及び一時的固定を認めることの可否については、今後、「自主放送」について検討する際に、放送新条約の検討状況や他の条約の取扱いも踏まえ、検討すべきである。

⑥著作権契約の在り方

(ア) 従来型の有線放送事業者に配慮した契約ルールの方策

著作権法の改正が行われた場合、著作権法上はIPマルチキャスト放送と有線放送の取扱いが同等となるが、有線放送事業者の中には、依然として、難視聴対策を中心とした小規模な事業者も含まれることから、このような従来型の有線放送事業者については、現在実施されているいわゆる5団体処理を参照とするなど、有線放送事業者に配慮した契約ルールの策定が望まれる。

(イ) 文化庁の支援

著作権法の改正を踏まえた、新たな契約ルールの策定又は既存の契約ルールの見直しについては、基本的には関係団体間で行う事柄であるが、文化庁としても、関係団体間の円滑な合意形成に向け、必要に応じて支援を行う必要がある。

(ウ) 集中管理体制の整備

現在、実演家及びレコード製作者の団体において、IPマルチキャスト放送を含め、実演及びレコードの利用について、一任型管理事業の体制整備を進めているところである。このような取組みについては、今後の著作権法の見直しにかかわらず、映像コンテンツの流通促進のために有効と考えられることから、引き続き推進することが必要である。

(3) 通信・放送の融合の進展等を踏まえた今後の検討の在り方

IPマルチキャスト放送のうち、「自主放送」の部分の取扱いについては、事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ、引き続き検討を行うことが必要である。

なお、この著作権法の在り方全般の見直しに当たっては、関係省庁における通信事業や放送・有線放送事業の法制度上の位置付けの見直しとあわせて必要な検討を行い、関係省庁間で連携をとっていくことが必要である。

Ⅲ. 罰則の強化について

1. 問題の所在

(1) 現状について

①これまでの著作権法における改正の経緯

著作権侵害罪等の罰則については、社会の情勢や産業財産権各法をはじめとした他法とのバランスにかんがみ、随時引き上げが行われてきた。

近年は、以下のような法改正が行われている。

(ア) 平成16年改正〔施行日：平成17年1月1日〕

(i) 著作権侵害罪等の罰則引き上げ

近年、パソコンやインターネットの普及など、情報化の急速な進展により、誰もが簡単に著作物を無断利用できる状況になっており、著作権侵害の可能性が格段に増加してきていることから、自然人への懲役刑及び罰金刑並びに法人への罰金刑を引き上げる等の改正を行うとともに、懲役刑及び罰金刑を併科できることとした。

		改正前		改正後
個人罰則	懲役刑	3年以下	→	5年以下
	罰金刑	300万円以下	→	500万円以下
併科		×	→	○
法人罰則		1億円以下	→	1億5千万円以下

(ii) 秘密保持命令違反罪の新設

また、裁判所法等の一部改正によってインカメラ審理手続が導入され、裁判所が意見を聴くため必要であると認めるときは、その裁量で当事者等に対し当該書類を開示することができることとするとともに、開示された秘密の保護を図るため、裁判所は秘密保持命令を発することができ、命令違反に対しては、刑事罰を科すこととした（秘密保持命令違反罪）。

- ・ 個人罰則 懲役刑：3年以下／罰金刑：300万円以下
- ・ 法人罰則 1億円以下

【参考】

「秘密保持命令」とは、

- i) 準備書面又は証拠の内容に営業秘密が含まれていること、
- ii) 当該営業秘密の使用や開示により事業活動に支障が生ずるおそれがあり、これを制限する必要があること、について疎明された場合には、裁判所は、当事者の申立てにより、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を訴訟追行以外の目的で使用し、又は秘密保持命令の名宛人以外の者に開示してはならない旨の命令を発することができることとし、「秘密保持命令」違反の罪については、刑事罰を科すこととするものである。

(イ) 平成17年改正〔施行日：平成17年11月1日〕

・秘密保持命令違反罪の罰則引き上げについて

不正競争防止法上の営業秘密の刑事的保護を強化し、個人にかかる営業秘密侵害罪について「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科」に引き上げるとともに、同法及び産業財産権各法に設けられている秘密保持命令についても同様の量刑とすることを踏まえ、著作権法における秘密保持命令違反についても同様に改正を行った。

また、不正競争防止法上の営業秘密保持命令違反の罪について、法人等の代表者等が罪を犯した場合の法人に対する罰金額を1億円から1億5千万円へと引き上げることから、著作権法上の秘密保持命令違反の罪について同様に改正を行った。

		改正前		改正後
個人罰則	懲役刑	3年以下	→	5年以下
	罰金刑	300万円以下	→	500万円以下
併科		×	→	○
法人罰則		1億円以下	→	1億5千万円以下

②罰則強化の必要性について

(ア) 著作権侵害罪について

近年、知的財産侵害における被害はおおむね増加しており、また、その被害額は高額になっている。

【著作権における損害賠償額について（単位：百万円、百万円以下は四捨五入）】

	著作権	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
平均	13	183	35	37	20
最大	164	3059	198	450	200

※平成10年1月1日から平成15年12月31日までの期間に判決が下された損害賠償請求事件であって、当該請求が全部又は一部容認されたものを対象

出典：『平成15年度我が国経済構造に関する競争政策的観点からの調査研究報告書』知的財産研究所

【知的財産権侵害事犯の検挙状況（平成12年～16年）】

	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	829	399	655	371	642	412	789	407	1233	640
商標法	504	252	417	253	476	287	524	271	910	479
不正競争防止法	19	8	40	17	15	5	15	20	7	1
著作権法	304	139	187	82	147	115	229	110	315	159
特許法	1	2	3	7	2	2	2	4	0	0
意匠法	0	0	7	10	2	3	0	0	1	1
実用新案法	1	1	1	2	0	0	1	2	0	0

出典：『平成17年警察白書』

また、政府の知的財産戦略である「知的財産推進計画 2006」において、知的財産権の侵害に係る刑罰（懲役）の上限引き上げについて、検討を行い、必要に応じて制度を整備することが明記されていることから、著作権侵害の個人罰則の懲役刑についての引き上げを行うべきか否か検討を要するところである。

【「知的財産推進計画 2006」（抄）】

第2章 知的財産の保護

1. 知的財産の保護を強化する

5. 知的財産権制度を強化する

(5) 知的財産権侵害に係る刑罰を見直す

知的財産権侵害に対する抑止効果を高めるため、2006年度も引き続き、著作権及び育成権者の侵害に係る刑罰（懲役）の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備する。

（法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

近年のこのような動向を踏まえ、産業財産権各法において、罰則の強化について検討を行い、法改正が行われた。著作権法における刑罰については、平成16年1月の文化審議会著作権分科会報告書においても、「他の知的財産法における刑罰とのバランスを踏まえ、特許法及び商標法と同程度に引き上げることが適当」と指摘されていることから、他の知的財産法との刑罰のバランスについても考慮しつつ、刑罰の引き上げについて、検討することが必要である。

(イ) 秘密保持命令違反罪について

特許権侵害罪に係る法人罰則が引き上げられる場合、特許権等と同様の有用性・非公知性をもった情報であるものの、公開に馴染まないことや営業上の情報であること等の理由により、戦略上、特許権の取得ではなく、相応の努力による秘密管理により保護をはかる必要のある「営業秘密」（不正競争防止法第2条第6項）の侵害罪についても、バランスを考慮して、その営業秘密侵害罪の法人罰則を引き上げる必要がある。

また、営業秘密侵害罪の法人罰則が引き上げられる場合には、営業秘密が漏えいすることで、営業秘密の財産的価値が減少するという法益とほとんど違いはないことに鑑みて、秘密保持命令違反罪にかかる罰則もあわせて引き上げる必要がある。

平成18年の通常国会において、特許権侵害罪の引き上げにあわせて、不正競争防止法上の秘密保持命令違反罪及び特許法等の秘密保持命令違反罪の引き上げについて法改正が行われたことから、「知的財産権の侵害訴訟において提出される証拠等に営業秘密が含まれる場合にこれを保護する」という保護法益で共通の著作権法の秘密保持命令違反罪について、バランスを考慮しつつ、罰則の引き上げについて検討をすることが必要である。

なお、著作権法の秘密保持命令違反罪にかかる罰則の引き上げを検討する際には、著作権侵害罪との罰則の軽重のバランスについても考慮する必要がある。

(ウ) その他の著作権法違反の罰則について

著作権侵害罪及び秘密保持命令違反について罰則を引き上げる検討を行う場合、著作権法における他の罰則についても、著作権侵害罪及び秘密保持命令違反罪とのバランスを考慮して、引き上げを行うべきかについても検討を行う必要がある。

なお、現在の著作権法に係る罰則については以下の表の通りである。

条文		罪となる行為	現行法
§ 119	1 号	著作者人格権・著作権・出版権・実演家人格権・著作隣接権の侵害 (権利管理情報・国外頒布目的商業用レコードに係るみなし侵害を除く。) (私的複製の例外違反を除く。)	5 年併 500 万
	2 号	営利目的による自動複製機器の供与	5 年併 500 万
§ 120		死後の著作者・実演家人格権侵害	500 万
§ 120 の 2		技術的保護手段回避装置・プログラムの供与	3 年併 300 万
		技術的保護手段回避業の営業	
		営利目的による権利管理情報の改変等	
		国外頒布目的商業用レコードの頒布目的輸入等	
§ 121		著作者名詐称複製物の頒布	1 年併 100 万
§ 121 の 2		外国原盤商業用レコードの違法複製等	1 年併 100 万
§ 122		出所明示義務違反 (著作権・著作隣接権)	50 万
§ 122 の 2		秘密保持命令違反	5 年併 500 万
§ 124 (法人刑罰)	1 項 1 号	第 119 条第 1 号 (人格権侵害を除く)、第 122 条の 2 の罪	1 億 5,000 万
	1 項 2 号	上記以外	各本条の罰金刑

また、各条項の趣旨については、以下のとおりである。

(i) 営利目的による自動複製機器の供与（第119条第2号）

この規定が設けられた背景には、音楽テープやビデオソフトのダビング機器のように簡便、迅速に複製物が作成できる機器を設置し、公衆に使用させる業者が現れ、大量に著作物等の複製が行われた結果、著作者等の権利者の利益を著しく害する事態が生じたことにある。

第30条はそもそも家庭のような閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する趣旨のものであり、業者に依頼する複製のように外部の者を介在させる複製を認めていないことから、このような公共に設置された自動複製機器を利用した複製を第30条の対象外とし、侵害行為としている。本条は、そのような侵害行為のための機器を営利目的で提供している者を侵害行為のいわば幫助者として、著作権侵害と同等の刑事責任を課すものである。

※平成16年改正で著作権等侵害罪と併せて「5年以下の懲役、500万以下の罰金」に引き上げ

(ii) 死後の著作者・実演家人格権侵害（第120条）

死亡した著作者又は実演家の名誉・声望その他の人格的法益に対する侵害について、その違法性を追及するのみならず、著作物や実演という死亡著作者又は実演家の文化的遺産を国家的見地から保護するという社会公共の法益の保護という色彩も加味されている。本条は、一義的には人格権侵害と同等の違法性を有していることから、同等の罰金額が設定されているところである。（自由刑については死者に対する侵害であることもあり、自由刑を科さなければ法秩序を確保できないほどではないため、設けられなかった。）

※平成16年改正で著作権等侵害罪と併せて「500万以下の罰金」に引き上げ

(iii) 技術的保護手段回避装置・プログラムの供与等（第120条の2第1号・第2号）

技術的保護手段は、著作物等の違法利用を防ぐ手だてであるが、これらを回避するための装置やプログラムが出回ったり、あるいは業として技術的保護手段の回避が行われることで、本来防がれるはずの違法利用が際限なく可能となってしまう。本条は、著作権等の実効性を確保するため、このような違法利用の準備的行為に対し、著作権等の侵害に準ずる罰則を科すことにより、侵害の発生を事前に防ぐものである。

※平成16年改正で著作権等侵害罪と併せて「3年以下の懲役、300万以下の罰金」に引き上げ

(iv) 営利目的による権利管理情報の改変等（第120条の2第3号）

権利管理情報の改変等は権利侵害行為とみなされるが（第113条第3項）、権利侵害の準備的行為ともいふべき権利管理情報の改変等に対し、権利侵害行為そのものと同じ罰則を適用することは必ずしも適当でないと考えられることから、権利管理情報の改変等については、悪質と考えられる営利目的の者に限り、権利侵害罪よりはやや軽い刑に処することとしている。

※平成16年改正で著作権等侵害罪と併せて「3年以下の懲役、300万以下の罰金」に引き上げ

(v) 国外頒布目的商業用レコードの頒布目的輸入等（第120条の2第4号）

第113条第5項の規定（還流防止措置）により輸入等が著作権等の侵害とみなされる国外頒布目的商業用レコードは、本来、国外において許諾を受けて適法に作成された商業用レコードであって、違法に作成されたいわゆる海賊版とは性質が異なる。このため、これらの輸入等を一定の場合に限り著作権等の侵害にみなすとしても、通常の著作権等の侵害と同じ第119条第1号の罪を科すことは不相応であることから、営利目的の輸入等のみが罪の軽い本号の対象とされた。

(vi) 著作者名詐称複製物の頒布（第121条）

著作者名を偽って著作物の複製物を頒布する行為について、世人を欺く詐欺的行為の防止の見地及びこれに附随して著作名義者の人格的利益の保護の見地から、その行為を犯罪と位置付けている。この著作者名詐称の罪は、第119条の権利侵害の罪に準じた性格のものではあるが、この法律に規定する権利の侵害そのものではなく、著作物に対する公共的信用を損なう行為の禁止という別個の趣旨を有している。

(vii) 外国原盤商業用レコードの違法複製等（第121条の2）

本条は、レコード業界における不正な競争を防止し、著作隣接権制度によるレコードの保護を補完する目的で設けられた。著作隣接権の侵害そのものに対する罰則ではなく、レコード製造業者の保護と不正競争の防止を図るといふ別個の趣旨を有している。

(viii) 出所明示義務違反（著作権・著作隣接権）（第122条）

本条は、権利制限規定により、例外的に許諾を得ずに著作物を利用できる場合について、その利用態様に応じ、合理的な方法・程度によって、その出

所を明示しなければならないこととする「出所明示義務」違反に対して、罰則を科し、著作権の保護を実効あらしめようとするものである。

※平成16年改正で著作権等侵害罪と併せて「50万以下の罰金」に引き上げ

【罰則の引き上げの変遷について】

罪となる行為	昭和 45 年	昭和 58 年	平成 3 年	平成 8 年	平成 11 年	平成 16 年
著作権等侵害罪 (§ 119①)	3 年以下 30 万 以下	3 年以下 100 万 以下	——→	3 年以下 300 万 以下	——→	5 年以下 500 万以下
営利目的による自 動複製機器の供与 (§ 119②)	3 年以下 30 万 以下	3 年以下 100 万 以下	——→	3 年以下 300 万 以下	——→	5 年以下 500 万 以下
死後の著作者・実 演家人格権侵害 (§ 120)	30 万 以下	100 万 以下	——→	300 万 以下	——→	500 万 以下
技術的保護手段回 避装置・プログラ ムの供与等 (§ 120 の 2①、②)	/				1 年以下 100 万 以下	3 年以下 300 万 以下
営利目的による権 利管理情報の改変 等 (§ 120 の 2③)					1 年以下 100 万 以下	3 年以下 300 万 以下
国外頒布目的商業 用レコードの頒布 目的輸入等 (§ 120 の 2④)						3 年以下 300 万 以下
著作者名詐称複製 物の頒布 (§ 121)	1 年以下 30 万以下	——→	——→	1 年以下 100 万円	——→	——→
外国原盤商業用レ コードの違法複製 等 (§ 121 の 2)	/		1 年以下 30 万以下	1 年以下 100 万円	——→	——→
出所明示義務違反 (著作者・著作隣 接権者) (§ 122)			——→	30 万以下	——→	50 万以下

(エ) 公訴期間について

罰則の引き上げに関連した問題として、平成16年の著作権法改正による個人罰則の懲役罰の引き上げ（3年 → 5年）に伴い、著作権法の法人罰則規定について、一つの罪に対する複数の侵害主体の公訴時効の期間が異なってしまう事態（法人が公訴時効3年である一方、法人に属する侵害行為者は公訴時効5年）が生じている。

この点、知的財産法上の犯罪は、類型的には、個人の利得よりも法人の業務を利する意図で犯されるものも多い。また、法人の代表者の行為は直接にその法人に帰属するが、その代表者による法人の侵害行為も個人の侵害行為も、その悪質さにおいて同じであり、さらに、その侵害行為の発見ないし告発に相当長期間を要すると認められる場合には、法人のみについて早期に公訴時効を完成させるのは適切ではないと考えられることから、法人罰則についての公訴期間変更を検討する必要がある。

【刑事訴訟法における公訴時効の期間について】

第250条 時効は、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 死刑に当たる罪については25年
- 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については15年
- 三 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については10年
- 四 長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については7年
- 五 長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については5年
- 六 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年
- 七 拘留又は科料に当たる罪については1年

(2) 産業財産権法・不正競争防止法における罰則強化の動向について

(平成18年改正)

特許権法をはじめとした産業財産権法及び不正競争防止法については、平成17年に産業構造審議会知的財産政策部会のもとに設置された各小委員会などにおける罰則の強化についての検討も踏まえ、平成18年通常国会において、以下のような法改正が実現されている。

①産業財産権侵害について

(ア) 個人罰則について

特許法を始めとした産業財産権法・不正競争防止法における個人罰則について、実用新案法を除く産業財産権各法及び不正競争防止法については懲役を10年以下、罰金を1,000万円以下に、実用新案法は懲役を5年以下、罰金を500万円以下に罰則をそれぞれ引き上げるとともに併科を認めることとされた。

	著作権法	特許法	実用新案法	意匠法	商標法	不正競争防止法(※)
個人罰則	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§119)	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§196)	【懲役】 3年以下 【罰金】 300万円以下 (§56)	【懲役】 3年以下 【罰金】 300万円以下 (§69)	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§78)	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§21)
		■ 平成18年法改正 ・実用新案法を除く産業財産権各法・不正競争防止法(※) ⇒ (懲役)10年以下 (罰金)1,000万円以下 ・実用新案法 ⇒ (懲役)5年以下 (罰金)500万円以下				
併科	○	×	×	×	×	○
		■ 平成18年法改正 ⇒ すべて併科可				

※ 行為態様によって、罰則が異なる。

(イ) 法人罰則について

法人罰則については、現在特許法及び商標法は1億5千万円、実用新案法及び意匠法については1億円であるところを、産業財産権の法人罰則について、統一的に「3億円以下」に引き上げられた。

	著作権法	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	不正競争防止法(※)
法人罰則	1.5億円以下 (§124)	1.5億円以下 (§201)	1億円以下 (§61)	1億円以下 (§74)	1.5億円以下 (§82)	3億円以下
■ 平成18年法改正 ⇒ 3億円以下 に統一						

※ 行為態様によって、罰則が異なる。

②秘密保持命令違反罪について

特許法の法人罰則の引き上げに伴い、産業財産権及び不正競争防止法における営業秘密保持命令違反及び秘密保持命令違反の法人罰則について、統一的に「3億円以下」に引き上げられた。

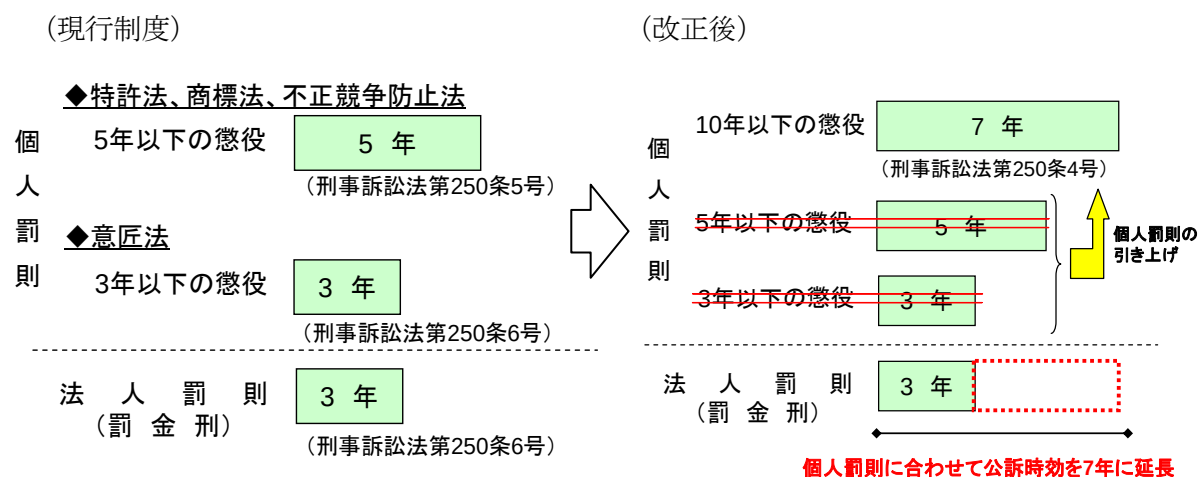
	著作権法	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	不正競争防止法(※)
個人罰則	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§122の2)	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§200の2)	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§60の2)	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§73の2)	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§81の2)	【懲役】 5年以下 【罰金】 500万円以下 (§21)
併科	○	○	○	○	○	○
法人罰則	1.5億円以下の罰金 (§124)	1.5億円以下の罰金 (§201)	1.5億円以下の罰金 (§61)	1.5億円以下の罰金 (§74)	1.5億円以下の罰金 (§82)	1.5億円以下の罰金 (§22)
■ 平成18年法改正 ⇒ 3億円以下 に統一						

※ 行為態様によって、罰則が異なる。

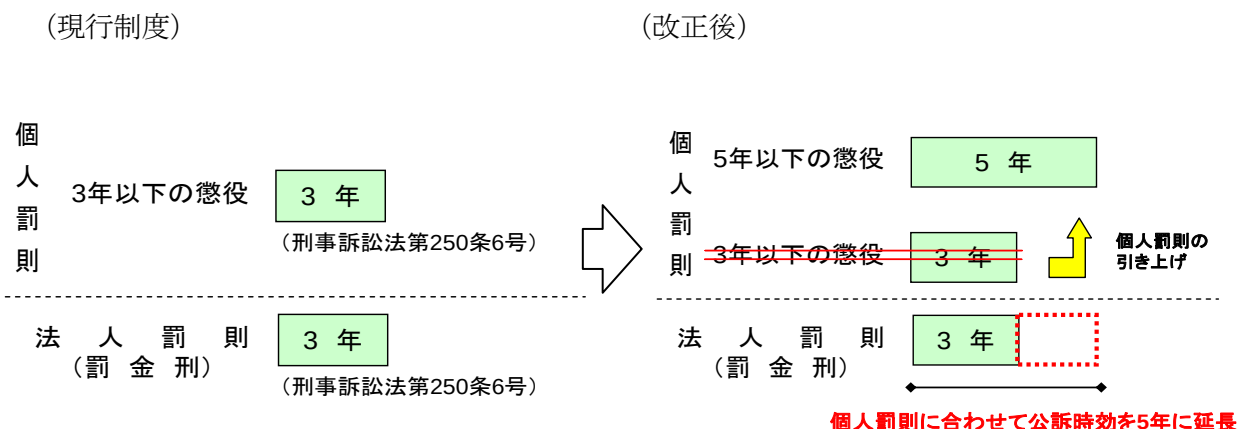
③公訴期間の延長について

産業財産権法や不正競争防止法において、個人罰則に係る懲役刑の上限が10年等に引き上げられることに伴い、著作権法と同様に産業財産権法全ての法人罰則規定について、一つの罪に対する複数の侵害主体の公訴時効の期間が異なってしまう事態（法人が公訴時効3年である一方、法人に属する侵害行為者は公訴時効5年又は7年）が生じるため、個人罰則に合わせて法人罰則の公訴時効を延長する改正があわせて行われている。

【実用新案法以外の産業財産権各法及び不正競争防止法】



【実用新案法】



(3) 諸外国の情勢について

自由刑と罰金刑の定めは様々あるが、著作権侵害に係る諸外国の個人罰則の状況は、概ね以下の通りである。

	自由刑	罰金刑
日本	最高5年以下の懲役	500万円以下
アメリカ	最高5年以下の禁固 (再犯は10年以下)	25万ドル以下 【日本円：約2,755万円以下】
イギリス	最高2年以下の禁固	(上下限規定なし)
フランス	最高2年以下の禁固	15万ユーロ以下 【日本円：約2,052万円以下】
ドイツ	最高3年以下 (ただし、営利目的の場合は5年以下)	(上下限規定なし)
イタリア	6か月以上3年以下の禁固 (ただし、重大な場合には、2年以上の懲役)	2,583～15,494ユーロ 【日本円：約35万円～約212万円】
中国	最高3年以下の有期懲役又は拘禁 (ただし、重大な場合は3年以上7年以下の有期懲役)	(上下限規定なし)
韓国	5年以下の懲役	5千万ウォン以下 【日本円：約550万円以下】

※ なお、法人罰則については、以下のような規定がある。

- フランス 自然人の定める額の5倍
(75万ユーロ以下【日本円：約1億3百万円以下】)
- 韓国 個人の罰金刑と同じ(5千万ウォン以下【日本円：約550万円以下】)

(参考) 為替レート (2005年) 出典：月例経済報告主要経済指標

米ドル： 110.2円 ユーロ： 136.8円 韓国ウォン： 0.11円

2. 検討結果

(1) 著作権侵害罪の罰則引き上げについて

①著作権侵害罪の個人罰則の引き上げについて

前述したとおり、近年、知的財産権侵害における被害はおおむね増加しており、また、その被害額は高額になっており、政府としても知的財産権の保護の強化を訴えてきているところである。

また、特許権をはじめとした産業財産権について、罰則強化のための検討が行われ、平成18年通常国会において法改正が行われたところである。この点、平成16年1月の文化審議会著作権分科会報告書でも「他の知的財産法における刑罰とのバランスを踏まえ、特許法及び商標法と同程度に引き上げることが適当」と指摘されていることから、著作権侵害罪の個人罰則について、特許法における刑罰とのバランスを踏まえ、懲役刑及び罰金刑の引き上げを行うことが適当である。

②著作権侵害罪の法人罰則の引き上げについて

特許権をはじめとした産業財産権について、法人罰則が3億円以下の罰金へと引き上げられたことから、著作権侵害罪の法人罰則についても、特許法等における刑罰とのバランスを踏まえ、罰金の引き上げを行うことが適当である。

(2) 秘密保持命令違反罪の法人罰則の引き上げについて

産業財産権法における秘密保持命令違反罪の法人罰則が3億円以下の罰金へと引き上げられたことから、「知的財産権の侵害訴訟において提出される証拠等に営業秘密が含まれる場合にこれを保護する」という保護法益で共通の著作権法の秘密保持命令違反罪についても、法人罰則を引き上げることが適当である。

(3) その他の著作権法違反の罰則について

平成16年改正により、著作権の保護強化の観点から、著作権侵害罪の罰則を引き上げたことに伴い、法の趣旨を考慮し、その他の著作権法違反の罰則の中から以下の罰則についてもあわせて引き上げ等を行っている。

- ・著作権侵害以外の著作者人格権等侵害（第119条第1号）
- ・営利目的による自動複製機器の供与（第119条第2号）
- ・死後の著作者・実演家人格権侵害（第120条）
- ・技術的保護手段回避装置・プログラムの供与等（第120条の2第1号・第2

号)

- ・営利目的による権利管理情報の改変等（第120条の2第3号）
- ・国外頒布目的商業用レコードの頒布目的輸入等（第120条の2第4号）
- ・出所明示義務違反（著作権・著作隣接権）（第122条）

今回、著作権侵害罪及び秘密保持命令違反罪を引き上げることに伴い、その他の著作権法違反の罰則について、著作権侵害罪とのバランスと各規定の趣旨を照らし合わせながら、罰則の引き上げの必要性を慎重に判断することが適当である。

（４）法人罰則に係る公訴時効期間の延長について

知的財産法上の犯罪は、類型的には、個人の利得よりも法人の業務を利する意図で犯されるものも多く、著作権も例外ではないと考えられる。

また、法人の代表者の行為は直接にその法人に帰属するが、その代表者による法人の侵害行為も個人の侵害行為も、その悪質さにおいて同じであり、さらに、法人の侵害行為の発見ないし告発には個人の侵害行為に比べて、組織的であるため相当長期間を要すると考えられる。

法人のみについて早期に公訴時効を完成させる必要性はなく、法人罰則に係る公訴時効期間の延長を行うことが適当である。

IV. 税関における水際取締りに係る著作権法の在り方について

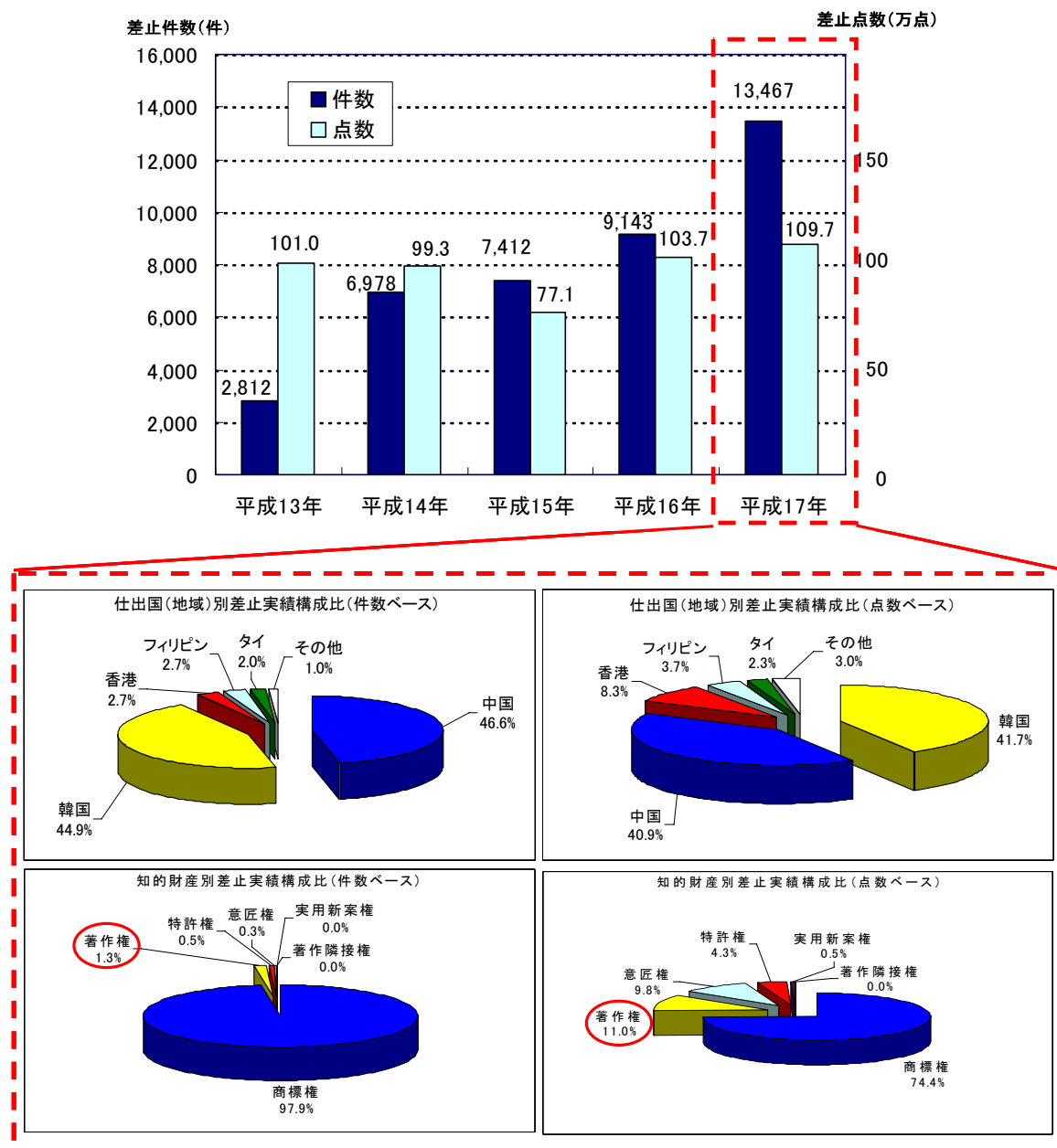
1. 問題の所在

(1) 現状について

経済のグローバル化の進展により、企業等による国境を越えた経済取引が活発化する一方で、模倣品・海賊版が国際的に取引される事例も増大している。

【知的財産侵害物品の輸入差止状況】

(出典：「平成 17 年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」財務省関税局)



模倣品・海賊版問題が世界各国に拡散しており、反社会的勢力等の資金源となると考えられることから、こうした模倣品・海賊版の国境を越えた移動を未然に防ぐことが日本の著作物の国際的信用を高めるために非常に重要であると考えられる。このため、我が国では、各国が模倣品・海賊版の輸出及び通過を規制すること等を内容とする「模倣品・海賊版拡散防止条約」を提唱しており、2005年7月に開催されたグレンイーグルスサミットにおいて、小泉総理大臣から模倣品・海賊版の拡散を防止するための国際約束の必要性が提唱され、模倣品・海賊版取引の削減に関する文書（「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」）が合意された。

「知的財産推進計画 2006」においても、模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度の整備が求められている。

【「知的財産推進計画 2006」（抄）】

第2章 知的財産の保護

Ⅱ. 模倣品・海賊版対策を強化する

1. 水際での取締りを強化する

（4）模倣品・海賊版の税関での取締りを強化する

②模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度を整備する

- i) 海賊版が侵害品発生国・地域から第三国で積み替えて輸出を行うなどの新たな手口が発生している現状を踏まえ、税関が著作権を侵害する物品の輸出・通過についても水際で取締りを実施できるよう、2006年度中に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

（法務省、財務省、文部科学省）

※ 下線は当方で付したものである

（2）関税定率法と著作権法との関係について

現在、輸入禁制品については関税定率法に規定があるものの、輸出禁制品については関税関係法令に記載がない。

この点、財務省関税・外国為替等審議会関税分科会に設けられた「知的財産侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」において平成17年12月にまとめられた座長取りまとめでは、「輸出・通過の取締りの仕組みを関税関係法令の中で規定する場合、貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図ることを目的とする関税関係法令の性格上、他の法令によりその輸出・通過が何ら規制されていない物品の輸出・通過を関税関係法令により独自に禁止することは適切ではないと考えられること、関税関係法令の中で税関が自らの権限をもって特定の貨物の水際取締りを行っているのは輸入禁制品であること等を踏まえると、…（中略）…各知的財産法上、輸出等が侵害行為とされる場合は、輸出を禁止する制度を設けることにより水際取締りを行う」と見解を示している。

そのようなことから、水際で取締りを行うことができるようにするためには、知的財産各法において、輸出が侵害行為とされていることが必要となっている。

(3) 著作権法における考え方について

① 現行規定の考え方（適用範囲）

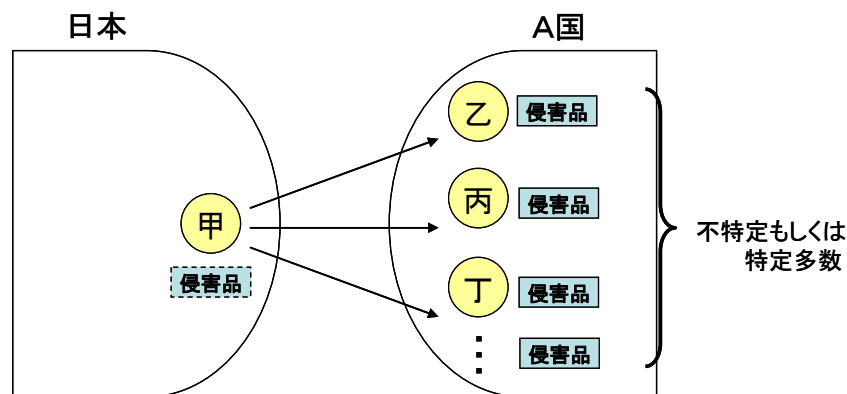
(ア) 輸出

「輸出」とは「内国貨物を外国に向けて送り出すこと」を指す（関税法第2条第1項第2号）。

現行の著作権法において、「輸入」に関する侵害みなし規定は存在するものの（第113条第1項第1号）、「輸出」を明示した侵害みなし規定は存在しない。

ただし、侵害品を情を知って「頒布」し、又は「頒布の目的をもって所持」する行為は侵害とみなされる（第113条第1項第2号）。この点、「頒布」は有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与すること（映画の著作物の場合は公衆への提示を目的として複製物を譲渡し又は貸与することを含む）をいい（第2条第1項第19号）、この場合の「公衆」は「特定かつ多数の者を含むもの」であり（第2条第5項）、「頒布」とは、国内とともに国外への頒布も含むものと考えられている¹⁴。

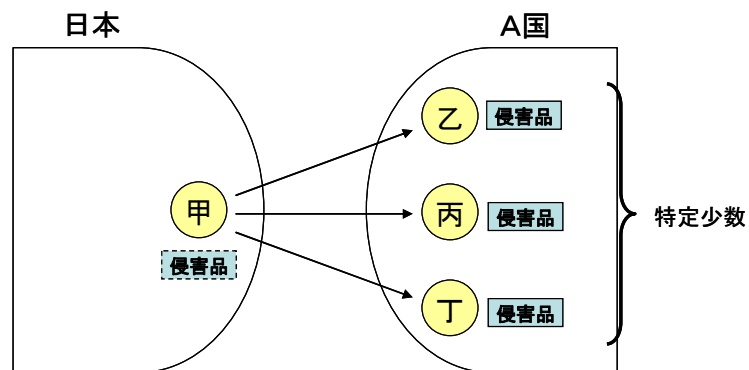
したがって、「輸出」行為のうち、「頒布」行為の一部として、海外在住者等へ（情を知りつつ）侵害品を譲渡又は貸与する行為は、頒布権侵害となると考えられる。



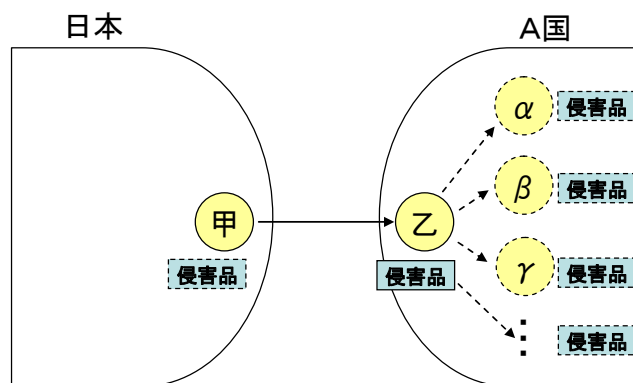
一方、「輸出」行為の形態に当たるが、以下の行為については現行著作権法において、侵害とみなされる行為に当たらない、もしくは当たるか否か不明である。

¹⁴ 加戸守行著『著作権法逐条解説 五訂新版』（著作権情報センター、2006）655 頁

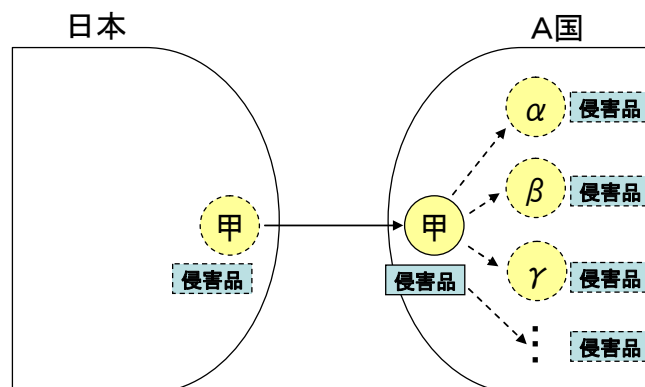
- (i) 特定少数の者に対する侵害物の譲渡又は貸与の一環として、海外在住者等へ侵害品を譲渡又は貸与する行為



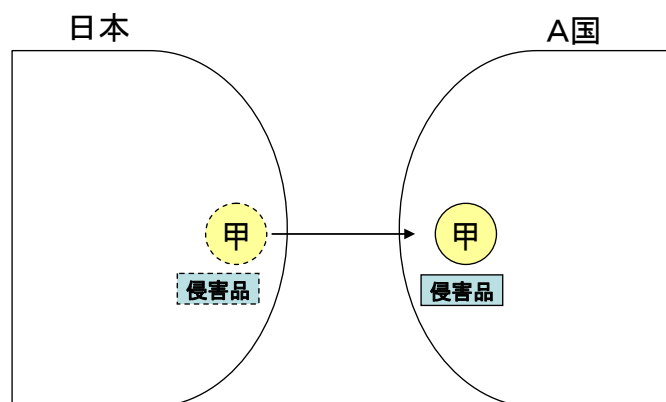
- (ii) 海外における頒布を目的として、特定少数の海外在住者等へ（情を知りつつ）侵害品を譲渡又は貸与する行為



- (iii) 「頒布」目的で、海外在住者等へ侵害品を譲渡又は貸与するために（情を知りつつ）所持する行為（「頒布」目的で海外に侵害品を携帯する行為）



(iv) 「頒布（譲渡・貸与）」以外の目的（個人使用目的など）で、海外に侵害物を携帯する行為



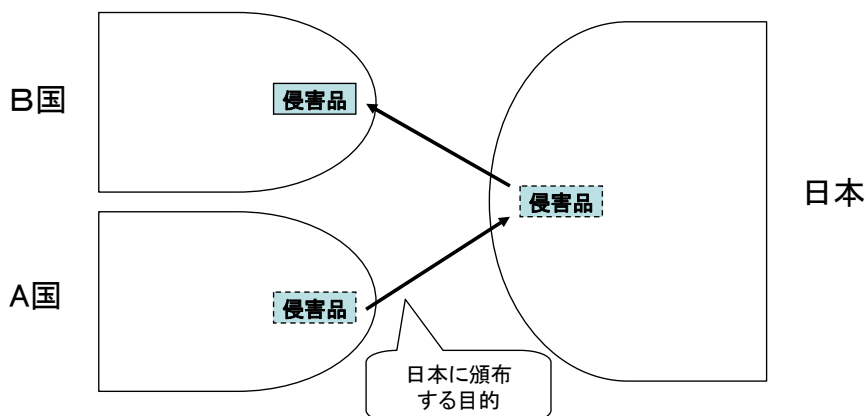
(イ) 通過

「通過」については、関税法等も含め、明確に定義する規定はないが、一般的に、日本の領域に一度入ったのち、他国へ送付される行為形態として、用いられている。

著作権法第113条第1項第1号は国内において頒布する目的をもって「輸入」する行為について著作権等を侵害する行為とみなしている。

したがって、「通過」行為の形態のうち、日本で頒布することを目的として「輸入」したのち、その貨物を第三国（外国）に送り出す行為については、輸入の時点で、現行法上侵害とみなされる行為に該当し、著作権侵害となる。

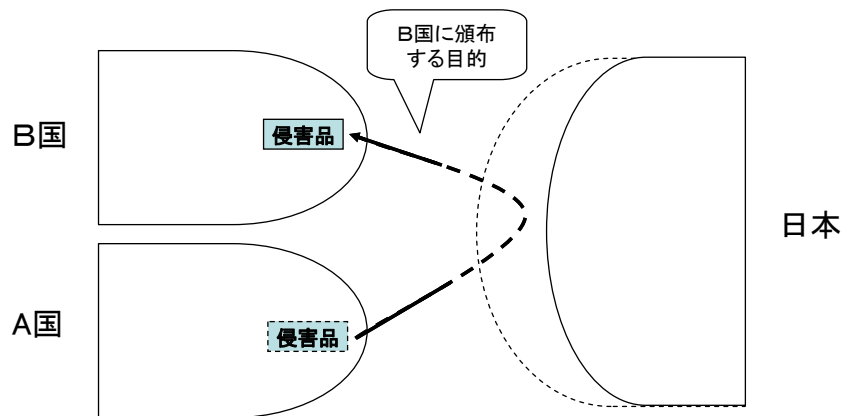
なお、著作権法上は「輸入」について定義規定はないが、輸入を、「日本国の法令が及ぶことのできない領域から日本国の法令が及ぶ領域内に物を引き取ること」としている¹⁵。したがって、侵害品が税関を通過するより以前の、日本に陸揚げされた時点で、「輸入」があったと考えられる。



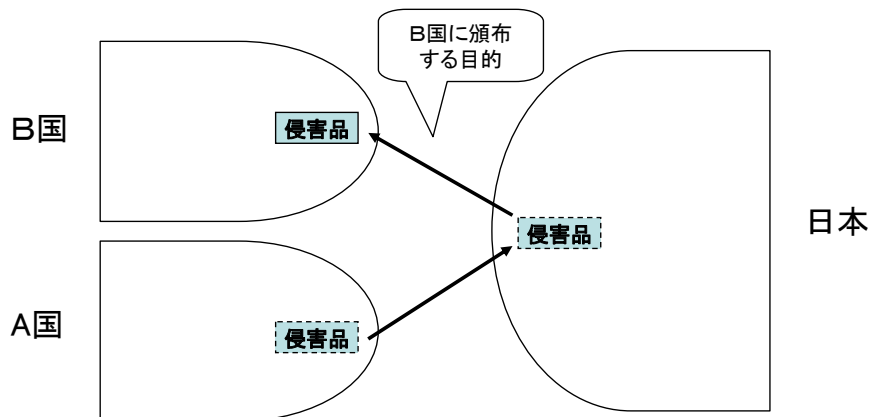
¹⁵ 前傾・加戸 650 頁

一方、以下の行為についても、「通過」行為の形態に当たると考えられるが、現行著作権法において、侵害とみなされる行為に当たらない、もしくは当たるか否か不明である。

(i) 外国からの貨物が単に我が国の領域を通過する場合



(ii) 日本を仕向地としない貨物が荷繰りの都合上いったん日本で陸揚げされた後（保税地域に置かれる場合も含む）、日本において通関手続きを経ずに当初の仕向地に向けて運送される場合



② 属地主義との関係

著作権法における属地主義の考え方については、通常、一国の著作権の効力が外国に及ばないという趣旨であると解される。このため、輸出を利用行為に規定することは、属地主義に反するのではないかと考え方があり得る。

しかしながら、輸出行為自体は、国内で行われる行為であり、海外における譲渡等の行為に対して直接的に我が国の著作権の効力を及ぼすものでもないため、属地主義に違反しないものと考えられる。

（４）産業財産権法における「輸出」「通過」の考え方について

特許法をはじめとした産業財産権法については、平成１７年に産業構造審議会知的財産政策部会のもとに設置された各小委員会において、以下のような検討が行われた。

①「輸出」について

商標法を除く産業財産権法における「実施」行為及び商標法における「使用」行為には、侵害物品を国内から国外に送り出す「輸出」行為について規定が置かれていなかった。また、国内から国外へ侵害物品が搬送されることに伴い所有権の移転がなされる場合、こうした行為が「譲渡」に該当するか否かについては、裁判所による明確な判断は示されていない状況である。

したがって、関係の小委員会においては、商標法を除く産業財産権各法における「実施」行為及び商標法における「使用」行為のそれぞれの内容として、「輸出」を新たに追加するとともに、産業財産権各法の「侵害とみなす行為」に「輸出を目的とした所持」を追加すべきであると判断し、産業発達という産業財産権法の目的から判断して、単に個人的あるいは家庭的な実施を除外するために「業として」という限定をかけるべき旨の検討が行われた。

この検討結果を踏まえて、平成１８年通常国会において法案が提出され、改正が実現したところである。

②「通過」について

まず「通過」と考えられる行為について、以下のような類型化が行われた。

- （ア）外国から到着した貨物が単に我が国の領域を通過する場合
- （イ）我が国を仕向地としない貨物が荷繰りの都合上いったん我が国で陸揚げされた後 当初の仕向地に向けて運送される場合
- （ウ）我が国を仕向地として保税地域に置かれた貨物が必要に応じ改装、仕分け等が行われた後、通関されることなく、我が国を積み出し国として外国に向けて送り出される場合

このうち、（ア）については、我が国に陸揚げされていないため、特許法に仮に「通過」に関する規定を設けたとしても、その特許法の効力が及ぶと考えることは困難であると考えられるとした。また（イ）及び（ウ）については、侵害物品がいったん我が国に陸揚げされていることから、形式的には「輸出」に該当すると考えられるが、（イ）については、陸揚げの行為形態によっては、侵害物品の拡散には必ずしもつながらず、権利者の利益を害する蓋然性も低いと考えられる場合もあることから、個別に判断することが必要である。

以上を踏まえて、「通過」に関する新たな規定について設けていない。

(5) 諸外国の情勢について

①アメリカ著作権法

輸出を著作権侵害として禁止したり、刑事罰の対象とする明文の規定はない。

②イギリス著作権法

輸出を著作権侵害として禁止したり、刑事罰の対象とする明文の規定はない。

③ドイツ著作権法

複製物の作成や頒布が著作権侵害であれば、権利者の申立てに基づき、輸出入に際して、差し押さえることができる。

第 111 条の b 税関の措置

- 1 複製物の製造又は頒布が、著作権又は本法に基づき保護を受けるその他の権利を侵害する場合には、模倣品、違法に製造された複製物又は偽造品を関税法上の自由流通又は非徴収手続に供することを禁じるための措置並びにそれらの輸出及び再輸出を禁じるための措置に関する 1994 年 12 月 22 日の理事会規則 (EG) 第 3295/94 号 (官報 EGL341 号 8 頁) が、そのときどきに通用している文言において適用できないときは、これらの複製物は、権利侵害が明白である限りにおいて、権利者の申立に基づき、かつ担保と引き換えに、その輸入又は輸出に際して、税関がこれを差し押さえる。欧州連合の他の加盟国との流通及び欧州経済地域に関する条約の他の締約国との流通については、税関による検査が行われる限りにおいてのみ、これを適用する。

④フランス著作権法

侵害著作物の輸出については、侵害との場合と「同一の刑に処せられる」として、著作権侵害に関する刑事罰に関する規定を適用している。

- 第 335 条の 2 著作者の所有権に関する法律及び規則に違反する文書、楽曲、素描若しくは絵画のいずれの出版又はその他の全体的若しくは部分的に印刷され、若しくは印刷されたいずれの複製も、侵害となる。また、いずれの侵害も、罪となる。
- 2 フランス又は外国において発行された著作物のフランスにおける侵害は、2 年の禁錮及び 1 0 0 万フランの罰金に処せられる。
 - 3 侵害著作物の小売、輸出及び輸入も、同一の刑に処せられる。

第 335 条の 4 実演家、レコード製作者、ビデオグラム製作者又は視聴覚伝達企業の許諾が要求される場合において、その許諾を得ずに行われる実演、レコード、ビデオグラム若しくは番組の有償若しくは無償のいずれの固定、複製、公衆への伝達若しくは提供又はいずれのテレビ放送も、2 年の禁錮及び 1 0 0 万フランの罰金に処せられる。

2 レコード製作者、ビデオグラム製作者又は実演家の許諾が要求される場合において、その許諾を得ずに行われるレコード又はビデオグラムのいずれの輸入又は輸出も、同一の刑に処せられる。

⑤中国著作権法

中国著作権法には、輸出を著作権侵害として禁止したり、刑事罰の対象とする明文の規定はない。

ただし、「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」(2004 年 3 月施行)では、「国家は知的財産権を侵害した貨物の輸出入を禁じる」として、輸出を禁止している。

第 3 条 国家は知的財産権を侵害した貨物の輸出入を禁じる。

2 海関は関連する法律及び本条例の規定に基づき、知的財産権の保護を実施し、「中華人民共和国海関法」に規定された関連の権力を行使する。

⑥韓国著作権法

韓国著作権法には、輸出を著作権侵害として禁止したり、刑事罰の対象とする明文の規定はない。

2. 検討結果

(1) 「輸出」規定の必要性について

著作権法においては「みなし侵害行為」(第113条)において、著作権等を侵害する行為によって作成された物を「頒布」する行為または「頒布の目的をもって所持」する行為については規定が存在する。しかし、必ずしも「輸出」行為自体が対象とされているものではない。国内における侵害行為を抑止し、水際において確実に侵害物品の取締りを行う観点から、「輸出」に関する規定を整備することが適当である。

ただし、著作権等の侵害に係る「輸出」行為の取締りについては、すべての「輸出」行為を対象とすべきではなく、「輸出」行為の目的や態様等について限定をかけることが適当である。

なお、「輸出」行為が実行されてしまった場合には、侵害品が拡散するなどしてその後の侵害防止措置が困難な状況に至ることから、「輸出」行為の予備行為として侵害に至る蓋然性が高い行為(輸出を目的とする所持)についても取締りの対象とすることが適当である。

(2) 「通過」に対する対応の必要性について

「通過」行為には大きく分けると、①外国からの貨物が単に我が国の領域を通過する場合、②貨物がいったん日本で陸揚げされた後(保税地域に置かれる場合も含む)、日本において通関手続きを経ずに当初の仕向地に向けて運送される場合(いわゆる「輸入」行為と「輸出」行為が複合しているような場合)があると考ええる。

この点、①については、我が国に陸揚げされていないため、そもそも著作権法の効力が及ぶことは困難であると考ええる。②については、著作権法における「輸入」は一般的に「日本国の法令が及ぶことのできない領域から日本国の法令が及ぶ領域内に物を引き取ること」とされており、通関を前提としたものではないと考えられるため、税関通過以前であっても、陸揚げにより保税地域等に置いた時点で「輸入」に該当すると考えられる。第三国に送付する行為は行為態様によっては「輸出」と考えられる場合もあり、「輸出」行為に係る規定により、個別に判断して対応することが可能と考える。

したがって、「通過」について、「輸出」行為として対象となるもの以上に、新たな規定を設ける必要はないと考えられる。

参考資料

参照条文

【実演家等保護条約】

第 3 条 (定義)

(f) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信又は映像及び音の送信をいう。

第 13 条 (放送機関の権利)

放送機関は、その放送に関し、次の事項を許諾し又は禁止する権利を享有する。

(a) 放送の再放送

(b) 放送の固定

(c) 次の複製

(i) 放送機関の承諾を得ないで作成された放送の固定物の複製

(ii) 第 15 条の規定に基づいて作成された放送の固定物の複製であって、同条に掲げる目的と異なる目的のために行われるもの

(d) 料金を支払うことによって公衆が入場することができる場所で行われるテレビジョン放送の公衆への伝達。ただし、この権利を行使する条件は、当該権利の保護が要求される国の国内法の定めるところによる。

【著作権に関する世界知的所有権機関条約】

(第 8 条 公衆への伝達権)

ベルヌ条約第 11 条(1)(ii)、第 11 条の 2(1)(i)及び(ii)、第 11 条の 3(1)(ii)、第 14 条(1)(ii)並びに第 14 条の 2(1)の規定の適用を妨げることなく、文学的及び美術的著作物の著作者は、その著作物について、有線又は無線の方法による公衆への伝達（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）を許諾する排他的権利を享有する。

【実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約】

(第 10 条 固定された実演の利用可能化権)

実演家は、レコードに固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

(第14条 レコードの利用可能化権)

レコード製作者は、そのレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

(第15条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権)

(1) 実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。

(2) 締約国は、実演家若しくはレコード製作者又はその双方のいずれが利用者に対して単一の衡平な報酬を請求するかについて、その国内法令において定めることができる。締約国は、単一の衡平な報酬を配分する条件について実演家とレコード製作者との間に合意がない場合には、当該条件を定める国内法令を制定することができる。

(3) いずれの締約国も、(1)の規定を特定の利用にのみ適用すること、(1)の規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)の規定を適用しないことを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。

(4) この条の規定の適用上、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。

【放送機関の保護に関する条約ベーシックプロポーザル案】

(第2条 定義)

この条約の適用上、

(a) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音、影像若しくは影像及び音、又は、これらを表すものの送信をいう。衛星によるこれらの送信も「放送」である。暗号化された信号の無線送信は、暗号解除の手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「放送」である。「放送」とは、コンピュータ・ネットワーク上の送信を含むものと解されない。

(b) 「有線放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする有線による音、影像若しくは影像及び音、又は、これらを表すものの送信をいう。暗号化された信号の有線送信は、暗号解除の手段が有線放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「有線放送」である。「有線放送」とは、コンピュータ・ネットワーク上の送信を含むものと解されない。

(第3条 適用範囲)

(2) この条約の規定は、自己の放送に関する放送機関の保護に対し適用される。

(3) この条約の規定は、自己の有線放送に関する有線放送機関の保護について準用する。

(第6条 再送信権)

放送機関は、再放送、有線による再送信、及び、コンピュータ・ネットワーク上の再送信を含むあらゆる手段による当該放送機関の放送の再送信を許諾する排他的権利を享有する。

(第10条 固定された放送の利用可能化権)

(1) 放送機関は、有線又は無線の手段により、その固定物の放送を公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

(2) いずれの締約国も、世界知的所有権機関事務局長へ寄託する通告において、放送機関の保護のために、(1)項に定める許諾についての排他的権利の代わりに、放送機関の同意なしに、有線又は無線の手段により、その無許諾の固定物の放送を公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを禁止することを定めることを表明することができるものとする。

【放送機関の保護に関する条約に対するウェブキャスティングに関する附属書案】

(第2条 定義)

(a) 「ウェブキャスティング」とは公衆によって受信されることを目的とする有線又は無線によるコンピュータ・ネットワーク上の音、影像、若しくは、影像及び音、又は、それらを表したものの送信であり、実質的に同時に公衆によって利用可能な番組を搬送する信号によるものをいう。これらの送信が暗号化されているときは、ウェブキャスティング機関により、又はその同意を得て暗号解除の手段が公衆に提供されている場合には「ウェブキャスティング」とみなすものとする。

(b) 「ウェブキャスティング機関」とは、音、影像、若しくは、影像及び音、又は、それらを表すものを公衆に向けて送信すること、並びに、送信のコンテンツの収集及び予定作成を主導し、かつ、責任を有する法人をいう。

WCT/WPPTの解説書の抜粋

Jorg Reinbothe, Silke von Lewinski, *the WIPO Treaties 1996 The WIPO Copyright Treaty and the WIPO Performances and Phonograms Treaty Commentary and Legal Analysis* (London, 2002)

(以下のWCT/WPPTの規定における利用可能化権の解説は、下線部が異なること以外、同一の説明となっている。)

Article 8 WCT Right of Communication to the Public

P. 109 パラ20

著作物は、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において使用が可能となるような状態に置かれなくてはならない。

この“それぞれが選択する”の要素は、オンデマンド状況を意味し、利用可能化権の対象から、決まった時間に予め確定しているプログラムに基づいて一般公衆が受信するために提供する形での利用を除いている。

これは例えば、従来型の手段により放送するラジオ番組・テレビ番組、デジタルネットワークを通じた放送するラジオ番組・テレビ番組（「ウェブキャストイング」（オリジナルのケーブルプログラムをウェブで送信すること）や、「サイマルキャストイング」（従来型の放送プログラムを、同時に変更を加えずにデジタル送信すること）、「リアル・オーディオ」や「インターネット・ラジオ」）、ペイTV、ペイ・ラジオ、ペイ・パー・ビュー・サービス、マルチ・チャンネル・サービス、ニア・オン・デマンドサービス（特定の作品を繰り返し放送するもの、例えばミュージック・チャートの音楽を定期的に20分間隔で流しているもの）のことである。

これらの全ての場合において、利用者はプログラムに依存しており、それぞれの個人が特定の著作物にアクセスする時間を選ぶことができない。

ここで描写されているオンデマンド状況の例は、音楽や映画や科学論文その他の一連の著作物を、公衆のそれぞれが、サービス提供時間のうちで選んだ時間にいつでも送信、またはダウンロードできるように提供しているウェブサイトのことを言う。

Article 10 WPPT Right of Making Available of Fixed Performances

P. 339 パラ14

実演は、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において使用が可能となるような状態に置かれなくてはならない。

この“それぞれが選択する”の要素は、オンデマンド状況を意味し、利用可能化権の対象から、決まった時間に予め確定しているプログラムに基づいて一般公衆が受信するために提供す

る形での利用を除いている。

これは例えば、従来型的手段により放送するラジオ番組、デジタルネットワークを通じて放送するラジオ番組（「ウェブキャスティング」（オリジナルのケーブルプログラムをウェブで送信すること）や、「サイマルキャスティング」（従来型の放送プログラムを、同時に変更を加えずにデジタル送信すること）、「リアル・オーディオ」や「インターネット・ラジオ」）、ペイ・ラジオ、ペイ・パー・リッスン・サービス、マルチ・チャンネル・サービス、ニア・オン・デマンドサービス（特定の作品を繰り返し放送するもの、例えばミュージック・チャートの音楽を定期的に20分間隔で流しているもの）のことである。

これらの全ての場合において、利用者はプログラムに依存しており、それぞれの個人が特定の実演にアクセスする時間を選ぶことができない。

ここで描写されているオンデマンド状況の例は、音楽の実演を、公衆のそれぞれが、サービス提供時間のうちで選んだ時間にいつでも送信、またはダウンロードできるように提供しているウェブサイトのことを言う。

Article 14 WPPT Right of Making Available of Phonograms

P. 370 パラ13

レコードは、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において使用が可能となるような状態に置かれなくてはならない。この“それぞれが選択する”の要素は、オンデマンド状況を意味し、利用可能化権の対象から、決まった時間に予め確定しているプログラムに基づいて一般公衆が受信するために提供する形での利用を除いている。

これは例えば、従来型的手段により放送するラジオ番組、デジタルネットワークを通じて放送するラジオ番組（「ウェブキャスティング」（オリジナルのケーブルプログラムをウェブで送信すること）や、「サイマルキャスティング」（従来型の放送プログラムを、同時に変更を加えずにデジタル送信すること）、「リアル・オーディオ」や「インターネット・ラジオ」）、ペイ・ラジオ、ペイ・パー・リッスン・サービス、マルチ・チャンネル・サービス、ニア・オン・デマンドサービス（特定の作品を繰り返し放送するもの、例えばミュージック・チャートの音楽を定期的に20分間隔で流しているもの）のことである。

これらの全ての場合において、利用者はプログラムに依存しており、それぞれの個人が特定のレコードにアクセスする時間を選ぶことができない。

ここで描写されているオンデマンド状況の例は、レコードを、公衆のそれぞれが、サービス提供時間のうちで選んだ時間にいつでも送信、またはダウンロードできるように提供しているウェブサイトのことを言う。

EBU Technical Review 誌 2005 年 4 月号掲載報告書
 “Will Broadband TV Shape the Future of Broadcasting?”
 からの抜粋

(放送の同時再送信における著作権の扱いに関する部分)

報告書 P. 15 より

(原文) Contrary to the open Internet services which are available to anyone with an Internet connection, broadband services (including BTV) are available only to a traceable (e.g. subscriber-based) user base, usually located in a closed geographical area within a radius of a few kilometers. To this end, it is possible to limit access to broadband services within a given territory, which would meet the territorial constraints of certain copyright licenses. While the streaming of copyright material (such as sports events or music) over the Internet may prove to be difficult or even impossible for legal reasons, broadband networks generally have much less difficulties with copyright matters, subject to successful negotiations between rights owners and broadband providers. If there are simultaneous transmissions of broadcast television by broadband operators, this could be regarded – from the regulatory point of view – as analogous to cable transmissions, which implies that broadband operators should be responsible for clearing necessary rights from all rights holders before they can use any TV channel on their distribution platform.

(和訳)

インターネットに接続している者であれば誰でも利用できるオープンなインターネットサービスと異なり、(BTV※を含む)ブロードバンドサービスは、通常半径数キロメートル以内という狭い地域内での追跡可能なユーザーベースのみにより利用可能である。このためにブロードバンドサービスへのアクセスを一定の地域内に制限することにより、著作権のライセンス契約における地域的制約条件を満すようにすることが可能である。インターネット上で(スポーツのイベントや音楽のような)著作権の対象となるコンテンツをストリーミングで流すことは、法的な理由で困難あるいは不可能であるかもしれない一方で、ブロードバンドネットワークは、権利者とブロードバンドプロバイダーとの交渉が成功することが条件であるとは言え、一般的に著作権に関して問題が生じることは断然少ないと言える。ブロードバンド事業者によってブロードバンドテレビの同時送信が行われる場合は、一規制の観点からは一有線放送と同等のものと考えられる。このことは、ブロードバンド事業者はその配信プラットフォームでどのようなテレビチャンネルを利用する前にも、全ての権利者との間で必要な権利処理を行っておく責任があることを意味している。

※BTV：本報告書では、BTV(ブロードバンドテレビ)を、「線形(“生”)のまたは非線形(“オンデマンド”)のデジタルテレビジョンサービスで、IPベースのブロードバンドネットワーク上をコントロールされた形で伝送され、セットトップボックスのような専用機器と

通常のテレビセット（パソコンではない）を利用するもの」と定義している。また、「インターネットプロトコル（IP）を利用するので、BTVはしばしば“IPTV”とも呼ばれる」としている。

（IPTVとデジタル地上波放送・衛星放送との関係に関する部分）

報告書P.12より

（原文） Depending on the relative commercial success of BTV and DTT services in a local or national market, it could be interesting to explore possible synergies between BTV and DTT in terms of complementary coverage, common sets of services and common set-top boxes. For example, DTT is generally capable of providing several high-quality television channels over a large area. The number of channels will vary from country to country and will depend on the spectrum available and the sharing constraints with other services. Whereas DTT covers the whole territory, reception indoors (within buildings) without external aerials may require excessive transmit power. In such cases, BTV could help and provide the same channels (plus any value-added services), so that both television platforms can be considered complementary.

（和訳）

BTV（IPTV）とDTT（デジタル地上波放送）の地域・国内での商業的成功の相対的な度合いにより、放送地域の補完性、共通のサービスや共通のセットトップボックスといった面で、BTVとDTTのシナジー効果について検討することは興味深い。例えば、DTTは一般的に広い地域において高品質のテレビチャンネルを複数提供することが可能である。チャンネルの数は国によって変わるが、これは利用可能な周波数の帯域と、他のサービスと帯域を共用することによる制限に左右されるだろう。DTTは一地域の全体をカバーするが、外部アンテナのない建造物の内部でデジタル地上波放送を受信させるためには、過度の送信電力を必要とするかもしれない。このような場合には、BTVで同じ番組（その他任意の付加サービス）を提供することで、両者を補完的に扱うことができる。

イギリス著作権法の規定（インターネット送信関連）

（注）以下の和訳は、社団法人著作権情報センターが出版している「外国著作権法令集 一英国編一」（大山幸房訳）をベースとしているが、同センター訳は1997年より後の改正は反映されていないため、反映されていない部分については文化庁で和訳し同センターの訳を修正している。）

6 Broadcasts

(1) In this Part a "broadcast" means an electronic transmission of visual images, sounds or other information which -

(a) is transmitted for simultaneous reception by members of the public and is capable of being lawfully received by them, or

(b) is transmitted at a time determined solely by the person making the transmission for presentation to members of the public, and which is not excepted by subsection (1A); and references to broadcasting shall be construed accordingly.

(1A) Excepted from the definition of "broadcast" is any internet transmission unless it is -

(a) a transmission taking place simultaneously on the internet and by other means,

(b) a concurrent transmission of a live event, or

(c) a transmission of recorded moving images or sounds forming part of a programme service offered by the person responsible for making the transmission, being a service in which programmes are transmitted at scheduled times determined by that person.

（後略）

第6条 放送

(1) この部において、「放送」とは、次のいずれかに該当する視覚的映像、音その他の情報の電送で、(1A)により除外されていないものをいう。また、放送に関する言及はこれに従って解釈することとする。

(a) 公衆の構成員により同時に受信されるために送信され、彼らにより合法的に受信できるもの

(b) 公衆に提示するために送信を行う者のみにより専ら決定された時間に送信されるもの

(1A) 以下のいずれかではないいかなるインターネット送信も「放送」の定義から除外される。

(a) インターネットとその他の手段で同時に行われる送信

(b) ライブイベントの同時送信、又は

(c) 送信を行うことに対し責任を負う者により提供され、その者により決定された予定時間に番組が送信されるサービスの一部を形成する録音録画された動画又は音の送信

（後略）

20 Infringement by communication to the public

(1) The communication to the public of the work is an act restricted by the copyright in –

- (a) a literary, dramatic, musical or artistic work,
- (b) a sound recording or film, or
- (c) a broadcast.

(2) References in this Part to communication to the public are to communication to the public by electronic transmission, and in relation to a work include –

- (a) the broadcasting of the work;
- (b) the making available to the public of the work by electronic transmission in such a way that members of the public may access it from a place and at a time individually chosen by them.

第20条（公衆への伝達による侵害）

(1) 著作物の公衆への伝達は、次の著作物の著作権により制限された行為である。

- (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物
- (b) 録音物又は映画、又は
- (c) 放送

(2) この部において、公衆への伝達への言及は電送による公衆への伝達であり、著作物に関して以下の行為を含む。

- (a) 著作物を放送すること
- (b) 電送の方法により、著作物を公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態におくこと

179 Index of defined expressions

The following Table shows provisions defining or otherwise explaining expressions used in this Part (other than provisions defining or explaining an expression used only in the same section) –

(前略)

communication to the public section 20

(後略)

第179条（定義された表現の索引）

次の一覧表は、この部において使用された表現を定義し、その他説明する規定（同一の条においてのみ使用された表現を定義し、又は説明する規定以外の）を示す。

(前略)

公衆への伝達 — 20 条

(後略)

182CA Consent required for making available to the public

(1) A performer's rights are infringed by a person who, without his consent, makes available to the public a recording of the whole or any substantial part of a qualifying performance by electronic transmission in such a way that members of the public may access the recording from a place and at a time individually chosen by them.

(2) The right of a performer under this section to authorise or prohibit the making available to the public of a recording is referred to in this Part as "making available right."

182 条 CA 公衆への伝達について要求される同意

(1) 実演家の権利は、その同意を得ずに、資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を、電送の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置く者により侵害される。

(2) 録音・録画物を公衆に利用可能な状態に置くことを許諾し、又は禁止するこの条に基づく実演家の権利は、この部において「利用可能化権」として言及される。

182D Right to equitable remuneration for exploitation of sound recording

(1) Where a commercially published sound recording of the whole or any substantial part of a qualifying performance -

(a) is played in public, or

(b) is communicated to the public otherwise than by its being made available to the public in the way mentioned in section 182CA(1),

the performer is entitled to equitable remuneration from the owner of the copyright in the sound recording.

(後略)

182 条 D 録音物の利用についての公正な報酬の請求権

(1) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の商業的に発行された録音物が、次の行為の対象となる場合には、実演家は、その録音物の著作権の所有者から公正な報酬を受ける資格を有する。

(a) 公に演奏すること。

(b) 182 条の CA 第 1 項に規定される方法で公衆に利用可能化される以外で公衆へ伝達されること。

(参考)

文化審議会著作権分科会委員名簿（平成18年8月現在）

	青山 善充	明治大学教授
	大林 丈史	社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事
	岡田 富美子	作詞家，社団法人日本音楽著作権協会理事
	加藤 幹之	社団法人日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会長
	角川 歴彦	社団法人日本映像ソフト協会会長
	金井 重彦	日本弁護士連合会知的所有権委員会委員，弁護士
	金原 優	社団法人日本書籍出版協会副理事長
	後藤 幸一	協同組合日本映画監督協会専務理事
	迫本 淳一	社団法人日本映画製作者連盟参与
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館長
	佐藤 修	社団法人日本レコード協会会長
	里中満智子	漫画家
	佐野真理子	主婦連合会事務局長
	瀬尾 太一	有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事
	大楽 光江	北陸大学教授
	田上 幹夫	社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長
	辻本 憲三	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
	道垣内正人	早稲田大学教授，弁護士
	常世田 良	社団法人日本図書館協会常務理事
	土肥 一史	一橋大学教授
	永井多恵子	日本放送協会副会長
副分科会長	中山 信弘	東京大学教授
分科会長	野村 豊弘	学習院大学教授，学校法人学習院常務理事
	福王寺一彦	日本画家，社団法人日本美術家連盟常任理事
	松田 政行	青山学院大学教授，弁護士
	三田 誠広	社団法人日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
	村上 政博	一橋大学教授
	森 忠久	社団法人日本民間放送連盟常勤顧問
	紋谷 暢男	成蹊大学教授

（計29名）

文化審議会著作権分科会審議経過

平成18年3月1日

- ・小委員会の設置等について

6月20日

- ・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書（案）について

8月24日

- ・文化審議会著作権分科会（IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書（案）について

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会委員名簿（平成18年8月現在）

	青山 善充	明治大学教授
	市川 正巳	東京地方裁判所判事
	大淵 哲也	東京大学教授
	潮見 佳男	京都大学教授
	末吉 亙	弁護士
	茶園 成樹	大阪大学教授
	道垣内正人	早稲田大学教授，弁護士
主査代理	土肥 一史	一橋大学教授
	苗村 憲司	情報セキュリティ大学院大学教授
主 査	中山 信弘	東京大学教授
	松田 政行	青山学院大学教授，弁護士
	村上 政博	一橋大学教授
	森田 宏樹	東京大学教授

（計13名）

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議経過

平成18年3月30日

- ・ I Pマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について
- ・ 罰則の強化について
- ・ 税関における水際取締りに係る著作権法の在り方について

4月5日

- ・ I Pマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について
(関係者からのヒアリング①)

4月27日

- ・ I Pマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について
(関係者からのヒアリング②)
- ・ 罰則の強化について
- ・ 税関における水際取締りに係る著作権法の在り方について

5月30日

- ・ 報告書骨子（案）の検討

6月7日

- ・ 報告書（案）の検討

8月17日

- ・ 報告書（案）の検討、取りまとめ

